

第 3 期

# 大河原町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

～おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原～



令和7年3月 大河原町



ごあいさつ

**おおらかに たくましく**

**子どもの未来をみんなで育むまち**

**大河原**



令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、子どもの人権や参画する権利、意見を表明する権利をはじめとする諸権利が位置づけされた我が国初めての国内法です。全ての子どもが等しく健やかに成長し、権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

さらに令和6年6月には、こども未来戦略に掲げた加速化プランの施策として、子育て支援に係る経済的支援の強化、並びに全ての子ども・子育て世帯を対象にする支援の拡充、共働き・子育ての推進を図る取り組みなども実施されました。

本町においても、「こども基本法」の基本理念をはじめ「こども大綱」で示された「こどもまんなか社会」を行政を含め社会全体で深く理解することが必要であると考えます。

こうした中、これまで推進してきた「第2期大河原町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって計画期間が終了することから、子ども・子育て家庭を取り巻く環境やニーズの変化、施策の進捗状況を検証したうえで、新たに令和7年度を初年度とする「第3期大河原町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、第2期計画に引き続き、基本理念を『おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原』としました。

また、こども基本法の趣旨を踏まえ、基本的な視点に“こどもの権利を守り、こどもの意見を尊重”するとともに、本町のまちづくり計画である「第6次大河原町長期総合計画（後期基本計画）」のコンセプトである、誰一人取り残すことなく、すべての子どもが将来にわたって幸福状態で生活を送ることができる“well-being なまち”の実現を目指しています。

計画の実現にあたりましては、行政はもとより、家庭、学校、企業など地域の皆様がそれぞれにできることを考え、行動していただくことが必要です。正に、社会全体で子どもたちの将来にわたる幸せな状態 well-being の実現に繋がりますので皆様の積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました大河原町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました子育て家庭の皆さま、常日頃から子どもと子育て支援に携わっていただいている多くの皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

結びに、すべての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持ちたくましく育つことができるまち、子育てに喜びや生きがいを感じられるまちづくりに努め、子どもたちの未来を支えるまちを築いてまいります。

令和7年3月

大河原町長 齋 清志



# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....               | 1  |
| 1 計画の概要 .....                     | 1  |
| (1) 計画策定の趣旨 .....                 | 1  |
| (2) 計画の位置づけ .....                 | 1  |
| (3) 計画の期間 .....                   | 2  |
| (4) 計画の策定・推進体制及び点検・評価 .....       | 2  |
| 2 計画策定の背景 .....                   | 3  |
| (1) 各種法令・制度の動向 .....              | 3  |
| (2) 県・町子ども・子育て支援の方向 .....         | 5  |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....           | 6  |
| 1 人口の状況 .....                     | 6  |
| (1) 人口の推移 .....                   | 6  |
| (2) 出生数・率の状況 .....                | 7  |
| (3) 子ども・子育て世代の転入・転出の状況 .....      | 7  |
| 2 世帯の状況 .....                     | 8  |
| (1) 世帯数の推移 .....                  | 8  |
| (2) 世帯構成の状況 .....                 | 9  |
| 3 婚姻・離婚の状況 .....                  | 10 |
| 4 就労の状況 .....                     | 11 |
| (1) 女性の労働力率 .....                 | 11 |
| (2) 女性の従業上の地位 .....               | 11 |
| 5 子どもの状況 .....                    | 12 |
| (1) 子どもの人口 .....                  | 12 |
| (2) 障がい児の状況 .....                 | 13 |
| (3) 不登校の状況 .....                  | 13 |
| (4) 児童虐待の状況 .....                 | 14 |
| 6 地域資源の状況 .....                   | 15 |
| (1) 教育・保育施設 .....                 | 15 |
| (2) 放課後児童クラブ・放課後子供教室 .....        | 16 |
| 7 第2期計画の実施状況 .....                | 17 |
| (1) 施策の実施状況 .....                 | 17 |
| (2) 教育・保育事業及び地域子育て支援事業の利用状況 ..... | 19 |
| 8 ニーズ調査結果からみる子育て家庭の状況 .....       | 22 |
| (1) 実施概要 .....                    | 22 |
| (2) 調査結果の概要 .....                 | 22 |
| 9 大河原町の子ども・子育て支援における主な課題 .....    | 29 |
| (1) 子育てにかかる負担感の軽減と相談支援の充実 .....   | 29 |

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| (2) すべての子どもの健やかな育ちを支える体制の強化 .....       | 29 |
| (3) 子どもの権利擁護と意見の尊重 .....                | 29 |
| (4) 子育てしやすい環境の整備と子どもの安全安心の確保 .....      | 30 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....                     | 31 |
| 1 計画の基本理念 .....                         | 31 |
| 2 施策体系 .....                            | 32 |
| 第4章 施策の展開.....                          | 34 |
| 基本目標1 安心して子どもを生み育てられるための支援の充実 .....     | 34 |
| 1-1 安全・安心な妊娠・出産に向けた支援 .....             | 34 |
| 1-2 子どもや親の心身の健康づくり .....                | 35 |
| 1-3 幼児期の教育・保育の充実 .....                  | 36 |
| 1-4 子育て情報の充実 .....                      | 38 |
| 1-5 子育て家庭への経済的支援 .....                  | 38 |
| 基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり .....  | 40 |
| 2-1 多様な体験・交流活動の充実 .....                 | 40 |
| 2-2 子どもの居場所づくり .....                    | 41 |
| 2-3 相談体制の充実・周知 .....                    | 42 |
| 2-4 地域による子育て支援の充実 .....                 | 43 |
| 2-5 子育てネットワークづくりの推進 .....               | 44 |
| 基本目標3 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援と権利擁護 ..... | 45 |
| 3-1 障がい児施策の充実 .....                     | 45 |
| 3-2 ひとり親家庭等の自立支援の充実 .....               | 46 |
| 3-3 児童虐待防止対策の強化 .....                   | 47 |
| 3-4 いじめ・不登校対策の強化 .....                  | 48 |
| 3-5 子どもの意見表明権の確保 .....                  | 49 |
| 基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた取組の推進 .....          | 50 |
| 4-1 教育・学習支援の充実 .....                    | 50 |
| 4-2 子どもに対する生活支援の充実 .....                | 50 |
| 4-3 保護者に対する生活支援の充実 .....                | 51 |
| 4-4 就労支援の充実 .....                       | 52 |
| 4-5 経済的支援の充実 .....                      | 53 |
| 基本目標5 子育てしやすい環境の整備 .....                | 54 |
| 5-1 多様な働き方ができる環境づくりの促進 .....            | 54 |
| 5-2 男女共同参画社会の実現 .....                   | 55 |
| 5-3 公園・遊び場の整備 .....                     | 55 |
| 5-4 防犯・交通安全対策の推進 .....                  | 56 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....  | 57 |
| 1 基本的な考え方 .....                  | 57 |
| (1) 教育・保育提供区域の設定 .....           | 57 |
| (2) 量の見込みの考え方 .....              | 57 |
| (3) 児童数の推計 .....                 | 58 |
| 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 .....       | 59 |
| (1) 教育・保育事業の認定区分・対象事業 .....      | 59 |
| (2) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 .....     | 60 |
| (3) 教育・保育の一体的提供の推進 .....         | 61 |
| (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 .....   | 62 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..... | 63 |
| 資料編.....                         | 71 |
| 1 大河原町子ども・子育て会議条例 .....          | 71 |
| 2 大河原町子ども・子育て会議委員名簿（敬称略） .....   | 73 |
| 3 用語の解説 .....                    | 74 |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の概要

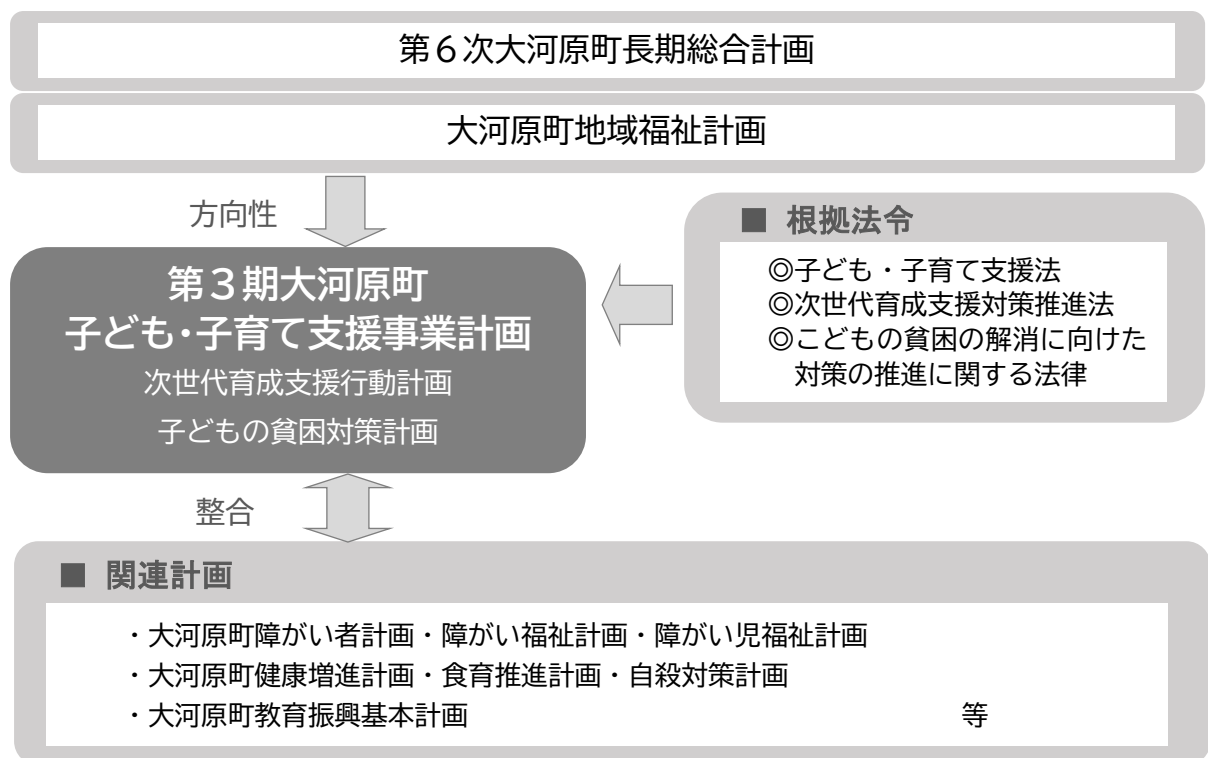
### (1) 計画策定の趣旨

本町では、令和2年度を初年度とする「第2期大河原町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。第2期計画が令和6年度末で計画期間を満了することから、子ども・子育てを取り巻く環境の変化や第2期計画の取組状況を踏まえつつ、引き続き、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第3期大河原町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」に位置づけられ、これらを一体的に策定します。

町政の最上位計画である「第6次大河原町長期総合計画」や医療・福祉分野の上位計画である「大河原町地域福祉計画」、国・県の子ども・子育て支援施策の方向性を踏まえるとともに、本町における関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。



### (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

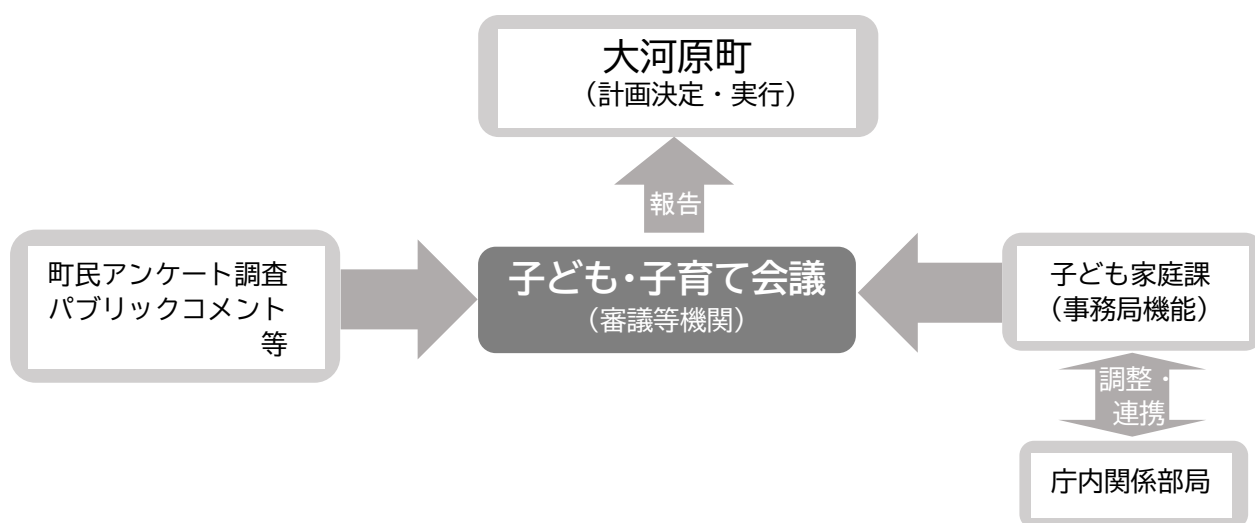
計画期間中に大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離が生じた場合等には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



### (4) 計画の策定・推進体制及び点検・評価

子ども・子育て支援法第77条第1項に定められている「合議制の機関」（地方版子ども・子育て会議）として「大河原町子ども・子育て会議」を設置します。

庁内の関係各課及び関係機関との連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査を行うとともに、計画書（最終案）ができた段階でパブリックコメントを実施しました。町民、関係団体からの計画に対する意見等計画書への適切な反映に努め、本計画が目指す方向性を共有し、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。



## 2 計画策定の背景

### (1) 各種法令・制度の動向

#### ① こども基本法の制定

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

#### 【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先されて考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

#### ② 子ども・子育て支援制度の改正

「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。主な改正点は下記のとおりです。

|                               |                                                                                                 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化     | ・児童手当の拡充<br>・妊婦のための支援給付の創設 等                                                                    |
| 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充       | ・妊婦等包括相談支援事業の創設<br>・こども誰でも通園制度の創設<br>・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ<br>・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等 |
| 共働き・共育での推進                    | ・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設<br>・自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置の創設                                   |
| 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 |                                                                                                 |
| 子ども・子育て支援金制度の創設               |                                                                                                 |

### ③ 次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和6年に改正、令和17年3月31日まで延長されました。

### ④ 児童虐待防止

令和4年6月に児童福祉法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化
- ・全ての子育て世帯や子どもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の創設

### ⑤ 障がい児支援施策

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

### ⑥ 子どもの貧困対策

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しが行われました。令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、その目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

### ⑦ 地域共生社会の実現

令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月より施行されています。

#### 【重層的支援体制整備事業の概要】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施

- ・包括的相談支援事業
- ・参加支援事業
- ・地域づくり事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・多機関協働事業

### ⑧ 雇用・就労関連

令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充
- ・育児休業取得状況の公表義務の対象拡大

## (2) 県・町子ども・子育て支援の方向

### ① 宮城県子ども・子育て支援事業計画

宮城県では、都道府県子ども・子育て支援事業計画等に位置づけられる計画として、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しています。

計画では「誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。」を基本理念に掲げ、理念達成に向けて「すべての子どもの幸せの視点」をはじめ、6つの視点に立った施策を展開しています。

### ② 第6次大河原町長期総合計画・後期基本計画

令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第6次大河原町長期総合計画・後期基本計画」では、まちの将来像として「ひと・まち・桜が咲きほこる先進のまち」を将来像に掲げるとともに、まちづくりのコンセプトとして、「Well-beingなまちづくり」「地域共生社会の実現」「スポーツを活用したまちづくり」の3つのコンセプトを設定しています。



## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

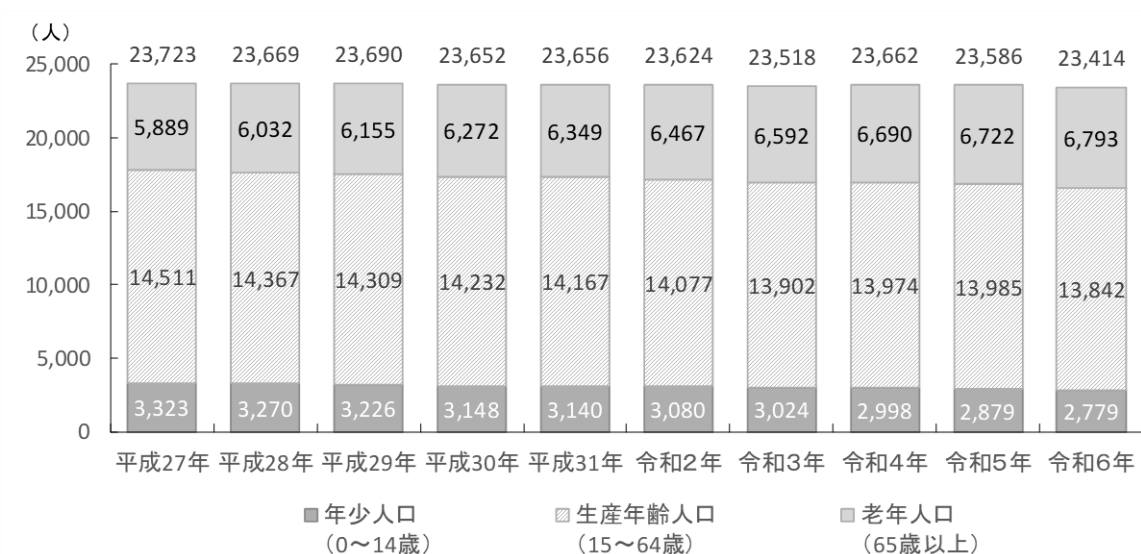
### 1 人口の状況

#### (1) 人口の推移

本町の総人口は微減傾向にあり、平成27年の23,723人から令和6年には309人(1.3%)下減少し、23,414人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で老年人口は増加傾向が続いており、高齢化率も29.0%まで上昇しています。

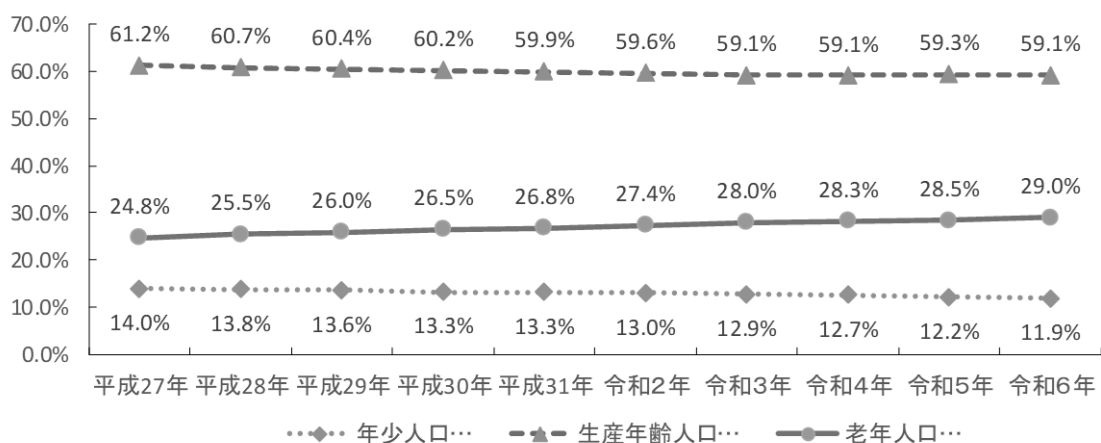
今後も人口減少、少子高齢化の傾向が続くものと見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移

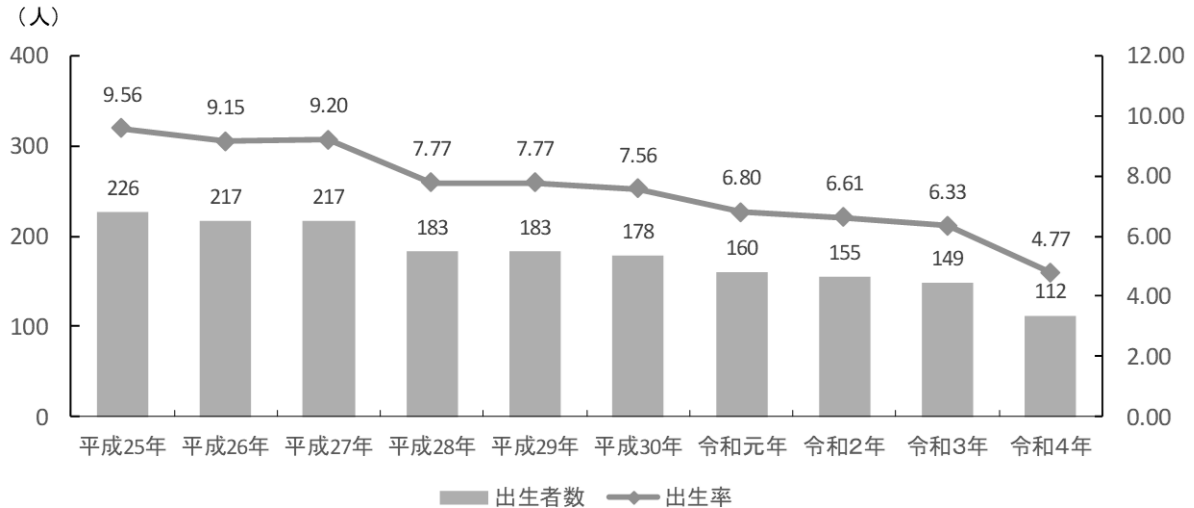


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 出生数・率の状況

本町の出生数は、平成25年には226人でしたが、減少傾向が続き、令和4年には半分以下の112人まで減少しています。人口千人あたり出生数（出生率）も減少傾向となっています。

■出生数・率の推移



出典：人口動態統計

## (3) 子ども・子育て世代の転入・転出の状況

子ども（0～9歳）及び子育て世代（25～39歳）の転入・転出の状況をみると、年によって増減がありますが、子ども、子育て世代ともに、平成30年、令和2年以外は転入者数が転出者数を上回っています。

■子どもの転入・転出の状況

|    |       | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 転入 | 0歳～4歳 | 59    | 83   | 51   | 75   | 64   | 58   |
|    | 5歳～9歳 | 27    | 25   | 27   | 34   | 15   | 25   |
|    | 計     | 86    | 108  | 78   | 109  | 79   | 83   |
| 転出 | 0歳～4歳 | 69    | 57   | 59   | 51   | 53   | 48   |
|    | 5歳～9歳 | 28    | 15   | 27   | 16   | 20   | 21   |
|    | 計     | 97    | 72   | 86   | 67   | 73   | 69   |

出典：住民基本台帳移動報告

■子育て世代の転入・転出の状況

|    |         | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|---------|-------|------|------|------|------|------|
| 転入 | 25歳～29歳 | 161   | 175  | 176  | 203  | 199  | 183  |
|    | 30歳～34歳 | 121   | 141  | 98   | 147  | 121  | 106  |
|    | 35歳～39歳 | 81    | 106  | 78   | 94   | 68   | 82   |
|    | 計       | 363   | 422  | 352  | 444  | 388  | 371  |
| 転出 | 25歳～29歳 | 177   | 165  | 183  | 167  | 190  | 175  |
|    | 30歳～34歳 | 140   | 137  | 210  | 120  | 109  | 113  |
|    | 35歳～39歳 | 80    | 72   | 114  | 76   | 69   | 55   |
|    | 計       | 397   | 374  | 507  | 363  | 368  | 343  |

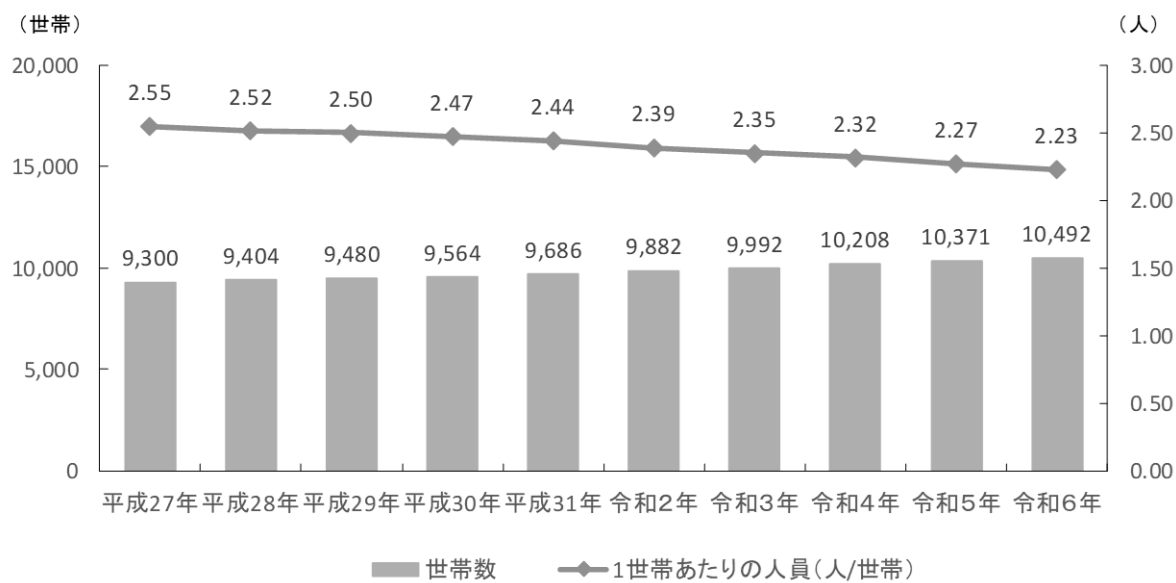
出典：住民基本台帳移動報告

## 2 世帯の状況

### (1) 世帯数の推移

本町の世帯数は増加傾向となっており、平成27年の9,300世帯から令和6年には10,492世帯まで増加しています。1世帯あたり人員は、減少し続けており、核家族化、一人暮らし世帯の増加がうかがえます。

■世帯数・1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 世帯構成の状況

本町の世帯構成の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて単独世帯及び核家族世帯が増加し、3世代世帯が減少しています。宮城県や全国と比べると、単独世帯の割合が低く、核家族世帯及び3世代世帯の割合が高い特徴がみられます。

子どもがいる世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少傾向にあります。いずれも平成22年から令和2年にかけて核家族世帯の割合が増加しており、令和2年には、8割以上が核家族世帯となっています。

### ■世帯構成別世帯数・割合の推移と比較

|         | 大河原町  |       |       |       | 宮城県   | 全国    |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 平成22年 |       | 令和2年  |       | 令和2年  | 令和2年  |
|         | 世帯数   | 割合    | 世帯数   | 割合    | 割合    | 割合    |
| 一般世帯    | 8,630 | —     | 9,510 | —     | —     | —     |
| うち単独世帯  | 2,233 | 25.9% | 3,043 | 32.0% | 36.9% | 38.0% |
| うち核家族世帯 | 4,982 | 57.7% | 5,368 | 56.4% | 51.7% | 54.1% |
| うち3世代世帯 | 1,002 | 11.6% | 700   | 7.4%  | 6.9%  | 4.2%  |

出典：国勢調査

### ■子どもがいる世帯数・割合の推移

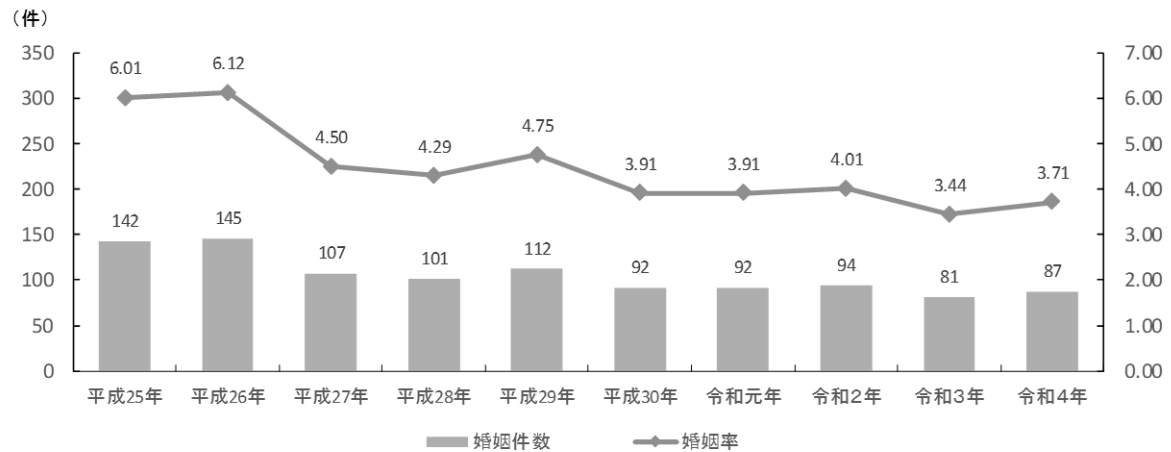
|                 | 平成22年 |       | 平成27年 |       | 令和2年  |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 世帯数   | 割合    | 世帯数   | 割合    | 世帯数   | 割合    |
| 6歳未満の子どもがいる世帯数  | 1,024 | —     | 951   | —     | 833   | —     |
| うち核家族世帯         | 799   | 78.0% | 733   | 77.1% | 688   | 82.6% |
| うち母子世帯          | 33    | 3.2%  | 18    | 1.9%  | 31    | 3.7%  |
| うち父子世帯          | 2     | 0.2%  | 0     | 0.0%  | 1     | 0.1%  |
| 18歳未満の子どもがいる世帯数 | 2,386 | —     | 2,321 | —     | 2,155 | —     |
| うち核家族世帯         | 1,774 | 74.4% | 1,757 | 75.7% | 1,735 | 80.5% |
| うち母子世帯          | 160   | 6.7%  | 142   | 6.1%  | 149   | 6.9%  |
| うち父子世帯          | 21    | 0.9%  | 10    | 0.4%  | 9     | 0.4%  |

出典：国勢調査

### 3 婚姻・離婚の状況

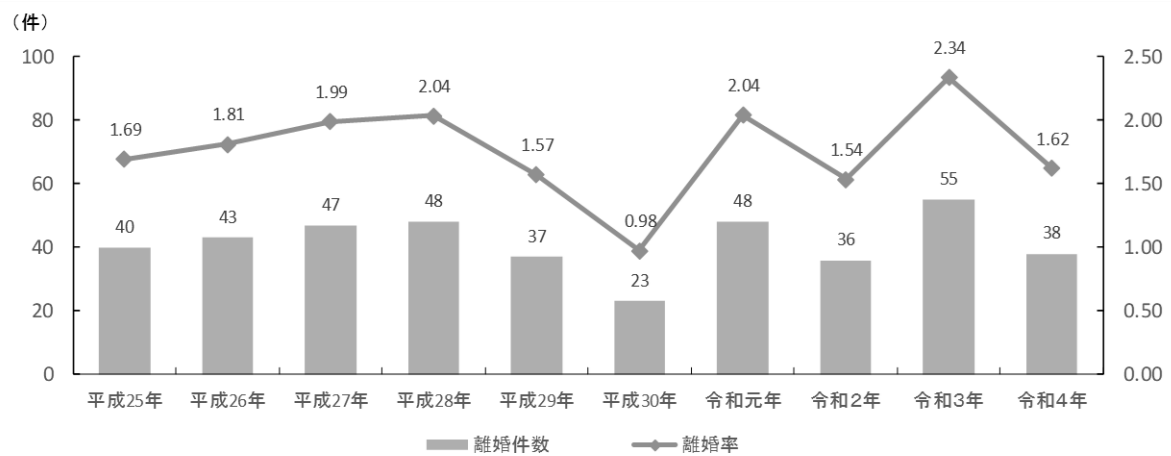
本町の婚姻、離婚の状況をみると、婚姻数は減少傾向にあり、人口千人あたり婚姻数（婚姻率）も低下してきています。離婚数は年によって増減があるものの概ね横ばいで推移しており、人口千人あたり離婚数（離婚率）も概ね横ばいとなっています。

#### ■婚姻数・率の推移



出典：人口動態統計

#### ■離婚数・率の推移



出典：人口動態統計

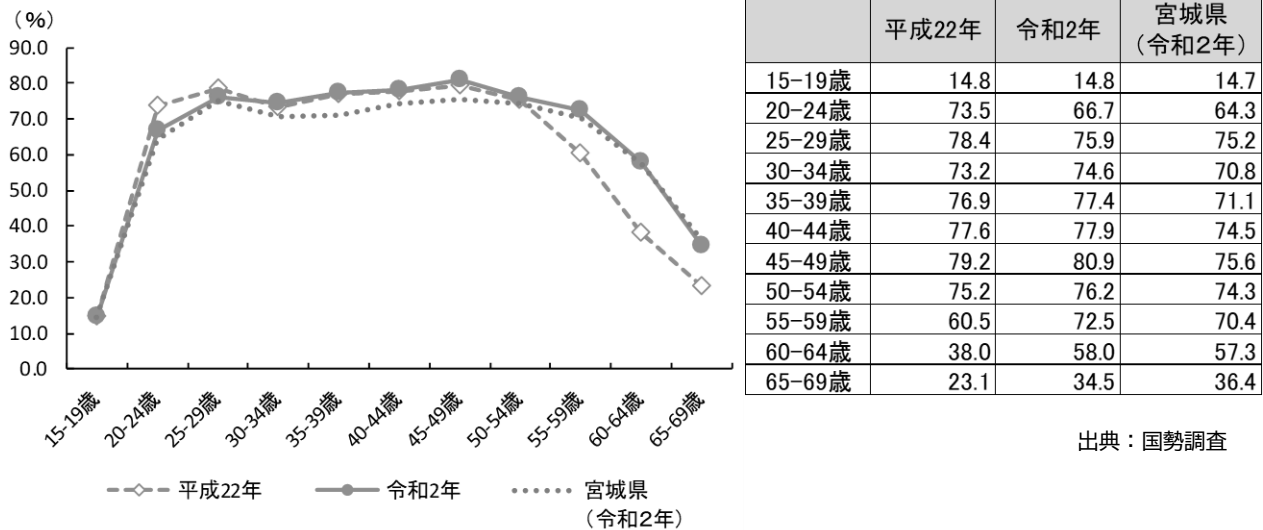
## 4 就労の状況

### (1) 女性の労働力率

女性の年齢別労働力率の状況について、平成22年から令和2年の変化をみると、子育て世代では、25～29歳の労働力率がやや減少し、30～39歳の労働力率がやや増加しています。また、55歳以上の労働力率が大きく増加しています。

宮城県と比べると、30歳代、40歳代の労働力率が高い特徴がみられます。

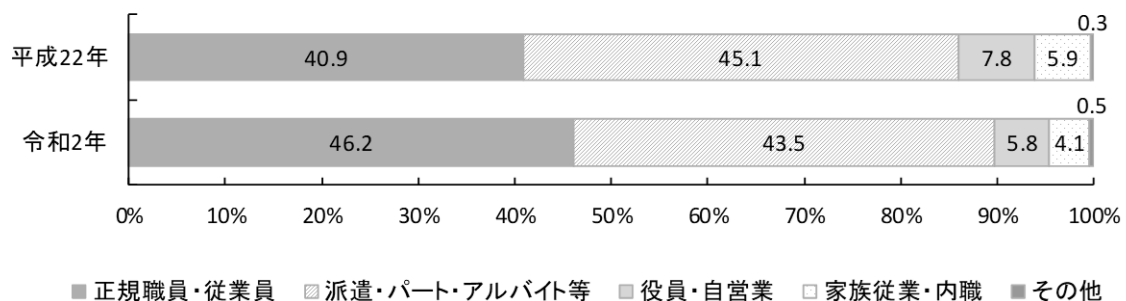
■年齢別\_女性の労働力率の状況



### (2) 女性の従業上の地位

女性の従業上の地位の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて、正規職員・従業員の割合が増加し、派遣・パート・アルバイト、役員・自営業、家族従業・内職の割合が減少しています。

■女性の従業上の地位の状況

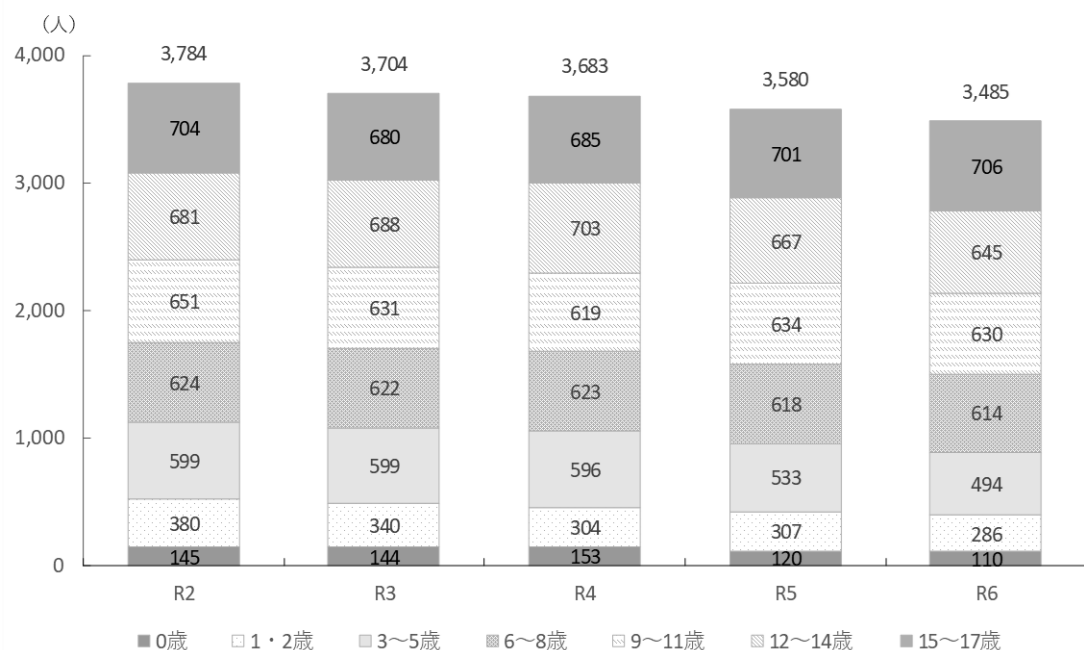


## 5 子どもの状況

### (1) 子どもの人口

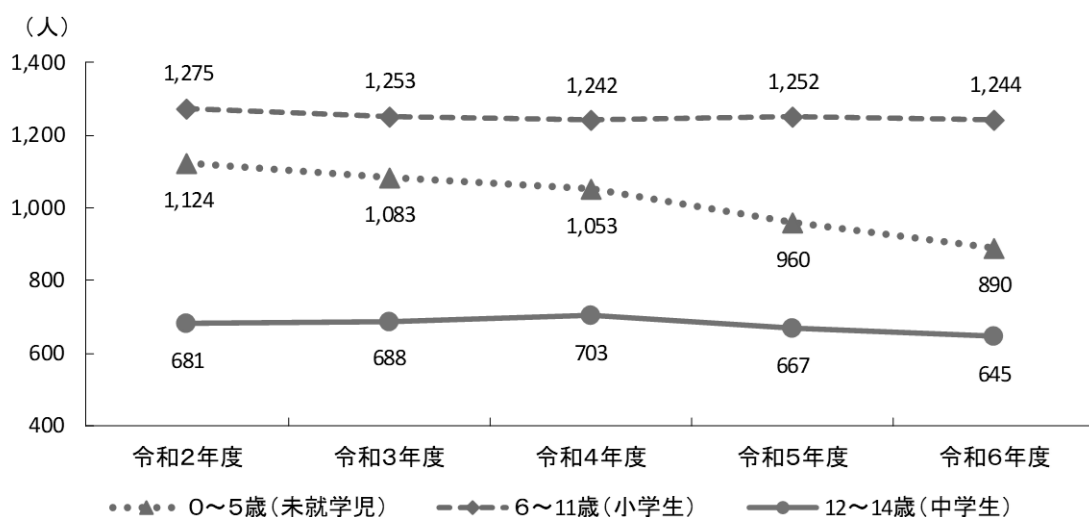
本町の子どもの人口は年々減少しており、18歳未満人口は、令和2年の3,784人から令和6年には3,485人まで減少しています。特に5歳未満人口の減少幅が大きく、4年間で234人（20.8%）減少しており、全体の減少数の8割近くを占めています。

■子どもの人口の推移



出典：住民基本台帳

■年齢区分別人口の推移

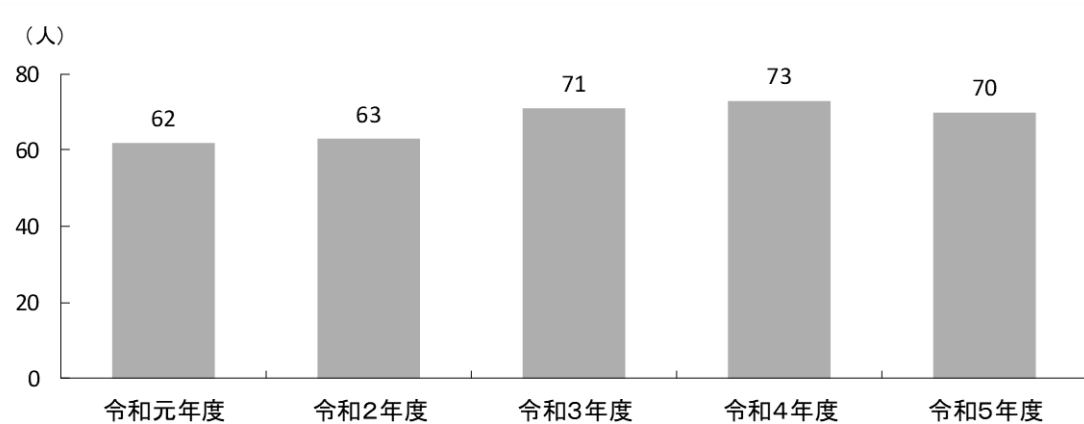


出典：住民基本台帳

## (2) 障がい児の状況

障害者手帳を所持する障がい児数は、令和3年度まで増加していましたが、その後、概ね横ばいで推移し、令和5年度には70人となっています。そのうち療育手帳所持者数は60人となっています。

■障がい児（障害者手帳所持者）数の推移



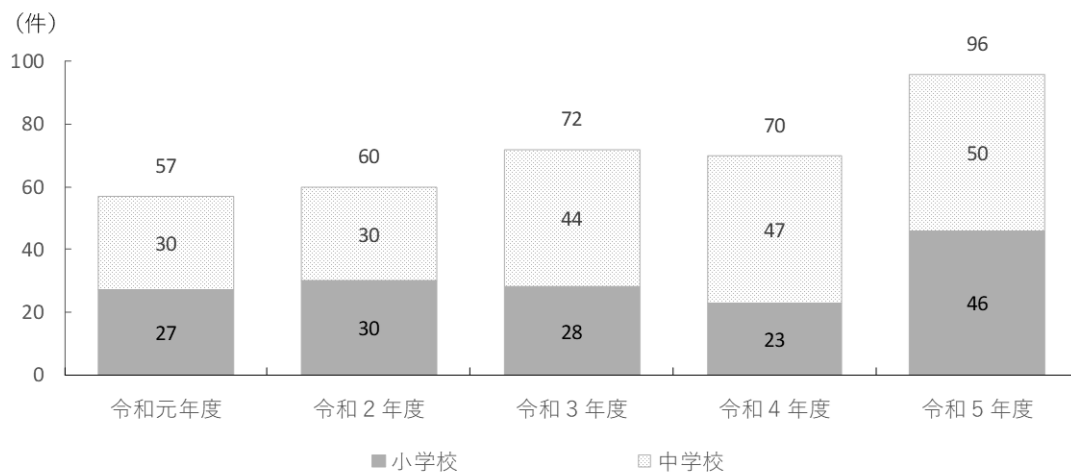
|               | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 障がい児数(手帳所持者数) | 62    | 63    | 71    | 73    | 70    |
| うち療育手帳所持者数    | 44    | 45    | 54    | 53    | 60    |

出典：福祉課

## (3) 不登校の状況

長期欠席者（病気を理由とする場合を除く）は、小学校、中学校ともに増加傾向にあります。令和5年度には、小学校で46人、中学校で50人となっています。

■長期欠席者数（病気以外）の推移



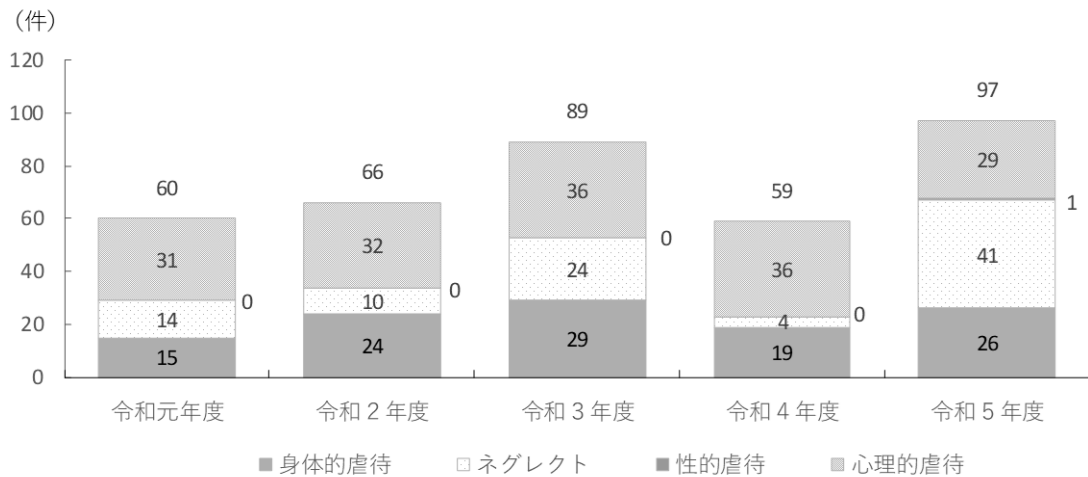
出典：教育総務課

#### (4) 児童虐待の状況

児童虐待認知件数は、令和4年度に一度減少しているものの、全体として増加傾向がみられ、令和5年度は97件となっています。

虐待の種類をみると、身体的虐待と心理的虐待の割合が高くなっていますが、令和5年度はネグレクトの件数が最も多くなっています。

■児童虐待認知件数の推移



出典：子ども家庭課

## 6 地域資源の状況

### (1) 教育・保育施設

令和6年4月現在、町内には保育園が5か所、幼稚園が1か所。地域型保育事業が4か所、認可外保育施設が3か所設置されています。保育園では、定員 560 人に対し入園者数が 525 人、充足率 93.8%、幼稚園では、定員 90 人に対し入園者数が 84 人、充足率 93.3%、地域型保育事業では、定員 55 人に対し入園者数 50 人、充足率 90.9%となっています。

#### ■教育・保育施設の状況

| 施設名     |                        | 定員  | 入園者数 | 充足率    |
|---------|------------------------|-----|------|--------|
| 保育園     | 町立桜保育所                 | 120 | 117  | 97.5%  |
|         | 第一光の子保育園               | 200 | 152  | 76.0%  |
|         | 第二光の子保育園               | 120 | 119  | 99.2%  |
|         | 金ヶ瀬カトリック保育園            | 60  | 68   | 113.3% |
|         | 保育園モンテッソーリ子どもの家ぽこぽこ    | 60  | 69   | 115.0% |
|         | 小計                     | 560 | 525  | 93.8%  |
| 幼稚園     | 大河原カトリック幼稚園            | 90  | 84   | 93.3%  |
|         | 小計                     | 90  | 84   | 93.3%  |
| 地域型保育事業 | キッズフィールドおおがわら園         | 12  | 14   | 116.7% |
|         | キッズフィールドフォルテ園          | 19  | 14   | 73.7%  |
|         | キッズフィールド大河原駅前園         | 12  | 9    | 75.0%  |
|         | 小規模保育園ふくふく             | 12  | 13   | 108.3% |
|         | 小計                     | 55  | 50   | 90.9%  |
| 認可外保育施設 | みやぎ県南中核病院院内保育所 オガーレ保育園 | 20  | 2    | 10.0%  |
|         | 託児所ベビールーム ポエム          | 25  | 4    | 16.0%  |
|         | ヤクルトさくらセンター保育室         | 13  | 0    | 0.0%   |
|         | 小計                     | 58  | 6    | 10.3%  |
| 計       |                        | 673 | 581  | 86.3%  |

※みやぎ県南中核病院院内保育所 オガーレ保育園、ヤクルトさくらセンター保育室は従業員のみ。

ヤクルトさくらセンター保育室は利用者なしのため休園中。

## (2) 放課後児童クラブ・放課後子供教室

令和6年4月現在、町内には8か所の放課後児童クラブが設置されています。定員 320 人に対し登録者数は 289 人、充足率 90.3%となっています。また、放課後子供教室が3か所で開催され、106 人が利用しています。

## ■放課後児童クラブの状況

| 施設名      |               | 定員  | 入所者数 | 充足率    |
|----------|---------------|-----|------|--------|
| 放課後児童クラブ | 児童センター児童クラブ   | 45  | 52   | 115.6% |
|          | 児童センター第2児童クラブ | 45  | 37   | 82.2%  |
|          | わくわく児童クラブ     | 45  | 39   | 86.7%  |
|          | すまいる児童クラブ     | 45  | 42   | 93.3%  |
|          | さんさん児童クラブ     | 30  | 36   | 120.0% |
|          | 上谷児童館児童クラブ    | 40  | 29   | 72.5%  |
|          | 第2上谷児童館児童クラブ  | 30  | 19   | 63.3%  |
|          | 金ヶ瀬カトリック児童クラブ | 40  | 35   | 87.5%  |
|          | 合計            | 320 | 289  | 90.3%  |
| 放課後子供教室  | 大河原小学校        | 34  | 35   | 102.9% |
|          | 大河原南小学校       | —   | 36   | —      |
|          | 金ヶ瀬小学校        | —   | 35   | —      |
|          | 合計            | —   | 106  | —      |

※大河原南小学校と金ヶ瀬小学校の放課後子供教室の定員は無し。

## 7 第2期計画の実施状況

### (1) 施策の実施状況

第3期大河原町子ども・子育て支援事業計画（以下、次期計画という）の策定にあたり、現行の第2期大河原町子ども・子育て支援事業計画（以下、現行計画という）に掲げられている施策・事業の取組状況やその成果、今後の方向性について点検・評価し、より効果的かつ実効性のある計画とすることを目的として実施します。

主な事業の取組状況と今後の方向性について、担当課による自己評価を行っています。担当課が複数ある事業については、それぞれの担当課にて評価を行っています。

取組の評価基準は以下のとおりです。

#### 【進捗度】

|   |                            |
|---|----------------------------|
| A | 計画どおりに進捗している（90%以上）        |
| B | 概ね計画どおりに進捗している（70～90%程度）   |
| C | あまり計画どおりに進捗していない（40～70%程度） |
| D | 計画どおりに進捗していない（40%以下）       |
| E | 未実施                        |

#### 【成果】

|   |                            |
|---|----------------------------|
| ◎ | 施策の方向に対し、おおいに寄与している（成果がある） |
| ○ | 施策の方向に対し、まあまあ寄与している（成果がある） |
| △ | 施策の方向に対し、あまり寄与していない（成果がない） |

#### 【今後の方向性】

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 維持  | 引き続き、同様の内容で継続実施していく |
| 見直し | 事業の実施方法等を見直す        |
| 拡大  | 事業対象、事業量等を拡大する      |
| 縮小  | 事業対象、事業量等を縮小する      |
| 終了  | 事業を終了する             |

### 計画全体

| 施策                                  | A  | B  | C | D | E | 計   |
|-------------------------------------|----|----|---|---|---|-----|
| 基本目標Ⅰ<br>ニーズに応じたきめ細かな教育・保育サービスの提供   | 5  | 2  | - | 1 | 2 | 10  |
| 基本目標Ⅱ<br>安心して子どもを生み育てられる環境の整備       | 32 | 4  | 1 | 6 | 2 | 45  |
| 基本目標Ⅲ<br>子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり | 18 | 19 | - | - | 1 | 38  |
| 基本目標Ⅳ<br>社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援     | 44 | 19 | 2 | - | - | 65  |
| 計                                   | 99 | 44 | 3 | 7 | 5 | 158 |

**基本目標Ⅰ ニーズに応じたきめ細かな教育・保育サービスの提供**

| 施 策                   | A | B | C | D | E | 計  |
|-----------------------|---|---|---|---|---|----|
| (1) 教育・保育の事業量の確保      | 2 | 2 | - | - | 2 | 6  |
| (2) 教育・保育サービスの質の確保と向上 | 3 | - | - | 1 | - | 4  |
| 計                     | 5 | 2 | - | 1 | 2 | 10 |

**基本目標Ⅱ 安心して子どもを生み育てられる環境の整備**

| 施 策                      | A  | B | C | D | E | 計  |
|--------------------------|----|---|---|---|---|----|
| (1) 子どもや親の心身の健康づくり       | 20 | 4 | - | 1 | 1 | 26 |
| (2) 安心して子どもを生み育てられる環境の整備 | 10 | - | - | - | - | 10 |
| (3) 仕事と子育ての両立支援          | 2  | - | 1 | 5 | 1 | 9  |
| 計                        | 32 | 4 | 1 | 6 | 2 | 45 |

**基本目標Ⅲ 子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり**

| 施 策                       | A  | B  | C | D | E | 計  |
|---------------------------|----|----|---|---|---|----|
| (1) 安心して子どもを生み育てられる環境の整備  | 22 | 7  | 2 | - | - | 31 |
| (2) 子育て家庭を支える地域づくりの推進     | 20 | 6  | - | - | - | 26 |
| (3) 子どもに配慮した安全な施設・地域基盤の整備 | 2  | 6  | - | - | - | 8  |
| 計                         | 44 | 19 | 2 | - | - | 65 |

**基本目標Ⅳ 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援**

| 施 策                  | A  | B  | C | D | E | 計  |
|----------------------|----|----|---|---|---|----|
| (1) 障がい児・ひとり親家庭等への支援 | 11 | 10 | - | - | 1 | 22 |
| (2) 子どもの権利擁護と虐待防止    | 5  | 8  | - | - | - | 13 |
| (3) 子どもの貧困対策の推進      | 2  | 1  | - | - | - | 3  |
| 計                    | 18 | 19 | - | - | 1 | 38 |

## (2) 教育・保育事業及び地域子育て支援事業の利用状況

## ① 教育・保育事業

教育・保育事業の利用者数の推移をみると、1号認定は減少傾向にあり、2号認定及び3号認定（0歳）は、令和4年まで増加していましたが、令和5年以降、減少しています。3号認定（1・2歳）は、概ね横ばいで推移しています。

第2期計画における見込み量と比較すると、1号認定、2号認定及び3号認定（0歳）では見込み量を下回り、3号認定（1・2歳）では、令和3年度まで見込み量を上回り、令和4年度以降は見込み量を下回っています。

## ■ 1号認定（教育）

| 区分 |           | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|-----------|------|------|------|------|------|
| 実績 | 見込み量(人)   | 159  | 149  | 139  | 128  | 93   |
|    | 定員(人)     | 150  | 150  | 150  | 120  | 90   |
|    | 特定教育・保育施設 | 150  | 150  | 150  | 120  | 90   |
|    | 利用者数(人)   | 221  | 206  | 184  | 153  | 135  |
|    | 特定教育・保育施設 | 140  | 137  | 122  | 107  | 84   |
|    | 町外幼稚園     | 81   | 69   | 62   | 46   | 51   |

## ■ 2号認定（保育）3～5歳

| 区分 |         | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|---------|------|------|------|------|------|
| 実績 | 見込み量(人) | 415  | 417  | 417  | 432  | 414  |
|    | 定員(人)   | 352  | 352  | 352  | 352  | 352  |
|    | 保育所     | 352  | 352  | 352  | 352  | 352  |
|    | 利用者数(人) | 350  | 372  | 389  | 365  | 351  |
|    | 保育所     | 350  | 372  | 389  | 365  | 351  |

## ■ 3号認定（保育）0歳

| 区分 |         | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|---------|------|------|------|------|------|
| 実績 | 見込み量(人) | 43   | 45   | 47   | 70   | 70   |
|    | 定員(人)   | 48   | 54   | 54   | 55   | 55   |
|    | 保育所     | 42   | 42   | 42   | 42   | 42   |
|    | 地域型保育事業 | 6    | 12   | 12   | 13   | 13   |
|    | 利用者数(人) | 26   | 27   | 29   | 23   | 20   |
|    | 保育所     | 24   | 22   | 22   | 18   | 15   |
|    | 地域型保育事業 | 2    | 5    | 7    | 5    | 5    |

## ■ 3号認定（保育）1・2歳

| 区分 |         | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----|---------|------|------|------|------|------|
| 実績 | 見込み量(人) | 189  | 200  | 204  | 240  | 216  |
|    | 定員(人)   | 191  | 206  | 206  | 208  | 208  |
|    | 保育所     | 166  | 166  | 166  | 166  | 166  |
|    | 地域型保育事業 | 25   | 40   | 40   | 42   | 42   |
|    | 利用者数(人) | 206  | 212  | 202  | 223  | 206  |
|    | 保育所     | 175  | 176  | 167  | 172  | 161  |
|    | 地域型保育事業 | 31   | 36   | 35   | 51   | 45   |

## ② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の第2期計画期間における見込み量及び実績は以下のとおりです。

## ■利用者支援事業

| 区分       | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 見込み量(箇所) | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 実績(箇所)   | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 利用者数(人)  | 453  | 355  | 168  | 170  | 200  |

## ■地域子育て支援拠点事業

| 区分       |      | 令和2年   | 令和3年   | 令和4年   | 令和5年   | 令和6年   |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量(人日) |      | 16,464 | 16,428 | 15,984 | 15,828 | 15,636 |
| 実績       | (箇所) | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|          | (人日) | 7,554  | 8,047  | 9,109  | 8,969  | 9,000  |

## ■妊婦健診事業

| 区分      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 見込み量(人) | 172  | 171  | 168  | 166  | 164  |
| 実績(人)   | 183  | 173  | 152  | 152  | 159  |

## ■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

| 区分      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 見込み量(人) | 174  | 172  | 171  | 168  | 166  |
| 実績(人)   | 112  | 143  | 120  | 108  | 124  |

## ■養育支援訪問事業

| 区分      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 見込み量(人) | 22   | 22   | 23   | 24   | 25   |
| 実績(人)   | 22   | 9    | 6    | 30   | 15   |

## ■子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

| 区分       | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 見込み量(人日) | 0    | 0    | 0    | 14   | 14   |
| 実績(人日)   | 0    | 0    | 0    | 0    | 14   |

## ■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

| 区分       |          | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|----------|------|------|------|------|------|
| 見込み量(人日) |          | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  |
| 実績       | 依頼会員(人)  | 71   | 96   | 113  | 125  | 135  |
|          | 提供会員(人)  | 22   | 28   | 31   | 29   | 30   |
|          | 両方会員(人)  | 2    | 2    | 3    | 3    | 3    |
|          | 実施件数(人日) | 223  | 96   | 218  | 119  | 150  |

## ■一時預かり事業（幼稚園による預かり保育）

| 区分       |      | 令和2年   | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  |
|----------|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 見込み量(人日) |      | 10,448 | 9,972 | 9,455 | 6,968 | 7,300 |
| 実績       | (箇所) | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     |
|          | (人日) | 13     | 4,411 | 4,318 | 3,867 | 4,000 |

※新制度幼稚園における利用人数

## ■一時預かり事業（保育所等による一時預かり）

| 区分       |      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| 見込み量(人日) |      | 59   | 52   | 44   | 150  | 150  |
| 実績       | (箇所) | 1    | 1    | 1    | 2    | 2    |
|          | (人日) | 119  | 232  | 95   | 296  | 250  |

## ■延長保育事業

| 区分       |  | 令和2年   | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  |
|----------|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 見込み量(人日) |  | 7,122  | 7,003 | 6,784 | 6,589 | 6,546 |
| 実績(人)    |  | 207    | 214   | 247   | 224   | 230   |
| 実績(人日)   |  | 10,400 | 9,027 | 7,867 | 8,586 | 8,500 |

## ■病児保育事業

| 区分       |      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| 見込み量(人日) |      | 65   | 64   | 63   | 60   | 60   |
| 実績       | (箇所) | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|          | (人日) | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

## ■放課後児童健全育成事業（学童保育）

| 区分   |     | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|-----|------|------|------|------|------|
| 見込み量 | 1年生 | 119  | 109  | 121  | 120  | 106  |
|      | 2年生 | 99   | 103  | 94   | 104  | 102  |
|      | 3年生 | 58   | 65   | 67   | 61   | 67   |
|      | 4年生 | 14   | 17   | 21   | 24   | 24   |
|      | 5年生 | 5    | 5    | 6    | 7    | 8    |
|      | 6年生 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|      | 計   | 295  | 299  | 309  | 316  | 307  |
| 実績   | 1年生 | 97   | 95   | 114  | 130  | 101  |
|      | 2年生 | 80   | 99   | 83   | 96   | 104  |
|      | 3年生 | 56   | 70   | 70   | 65   | 80   |
|      | 4年生 | 4    | 8    | 5    | 3    | 10   |
|      | 5年生 | 3    | 2    | 0    | 2    | 0    |
|      | 6年生 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|      | 計   | 240  | 274  | 272  | 296  | 295  |

## ■実費徴収に係る補足給付を行う事業

| 区分      |  | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|--|------|------|------|------|------|
| 見込み量(人) |  | 30   | 30   | 30   | 30   | 30   |
| 実績(人)   |  | 23   | 16   | 14   | 8    | 10   |

## 8 ニーズ調査結果からみる子育て家庭の状況

### (1) 実施概要

#### ■調査期間、調査対象、調査票の配布・回収状況

| 調査期間               | 調査対象者    | 配布数     | 有効回数数   | 回収率   |
|--------------------|----------|---------|---------|-------|
| 令和6年3月5日<br>～3月18日 | 就学前児童保護者 | 900 票   | 795 票   | 88.3% |
|                    | 小学生保護者   | 1,300 票 | 1,012 票 | 77.8% |

※回答割合を四捨五入で表記しているため、表記上の数値の合計が100%にならない場合があります。

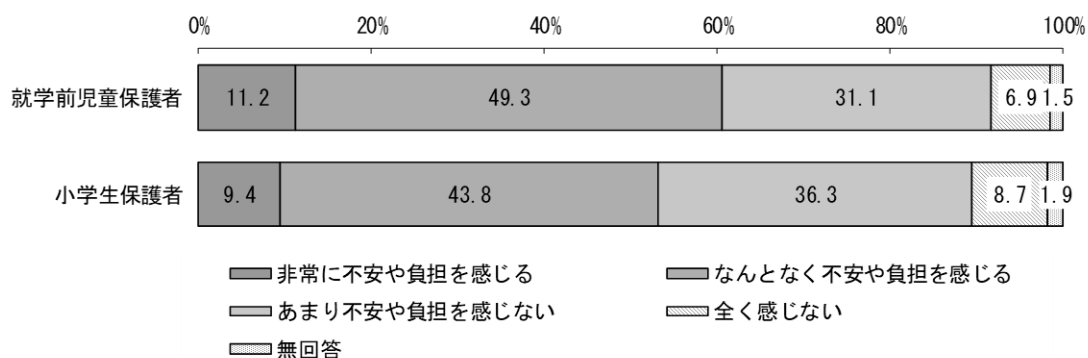
### (2) 調査結果の概要

#### ① 子どもに関する不安や負担、悩み

子育てに「非常に不安や負担を感じる」と回答した人は、就学前児童保護者で11.2%、小学生保護者で9.4%となっています。

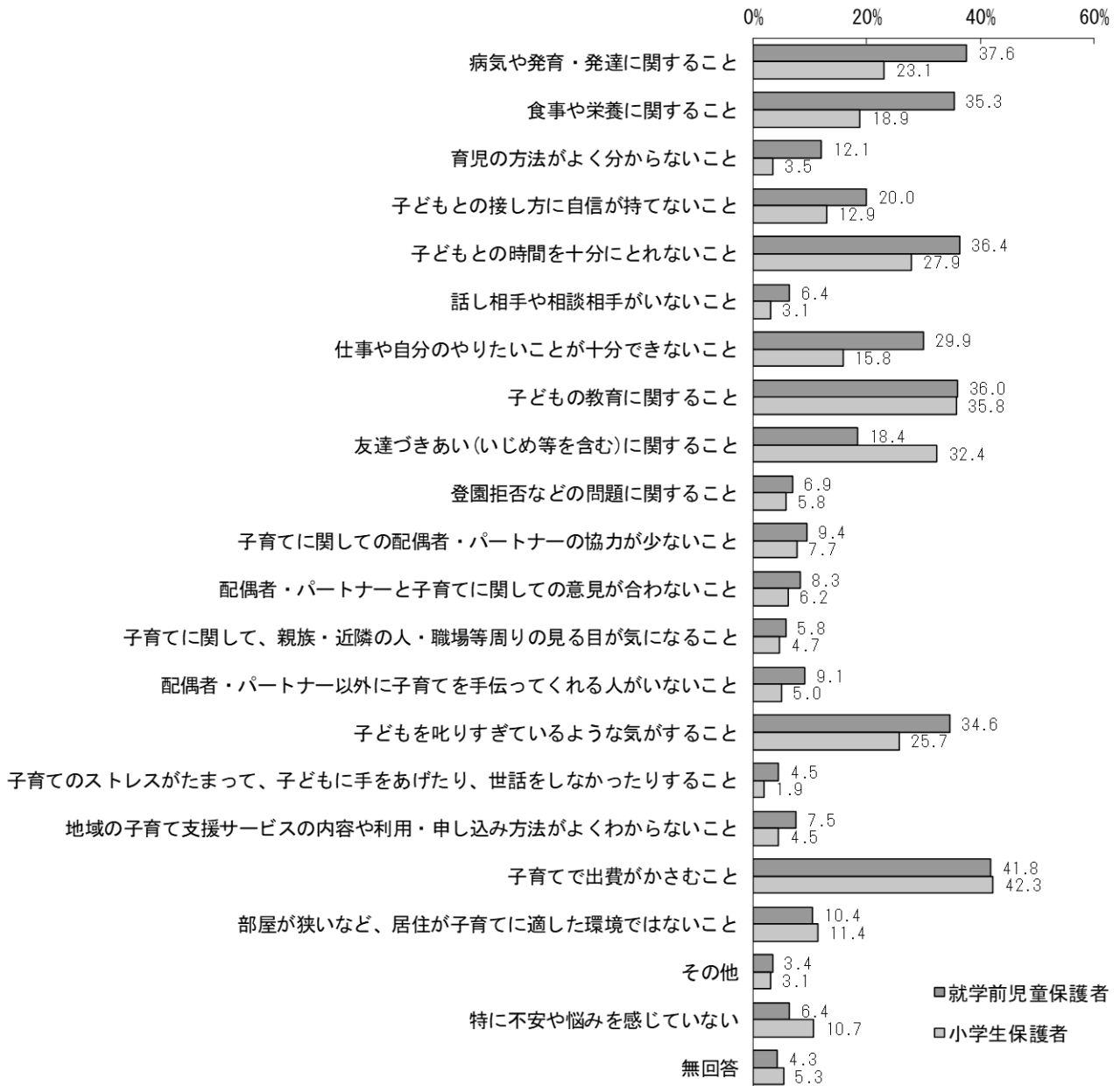
「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『感じる』の割合は、就学前児童保護者で60.5%、小学生保護者で53.2%と、就学前児童保護者のほうが高い割合となっています。

#### ■子育てに関する不安や負担感



不安や悩みの内容について、就学前児童保護者、小学生保護者とも「子育てで出費がかさむこと」の割合が最も高くなっています。次いで、就学前児童保護者では「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」の順に高く、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」、「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」の順に高くなっています。

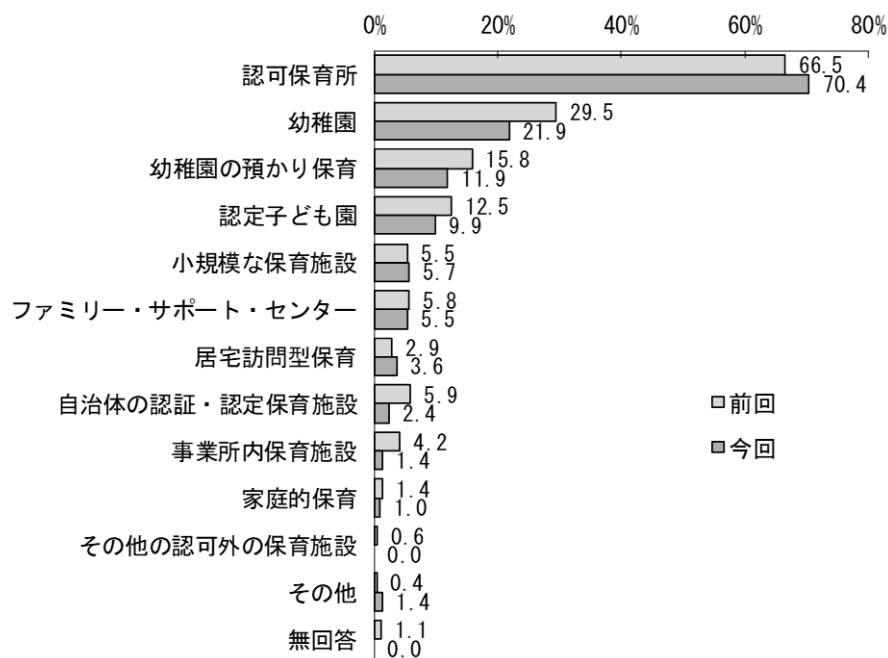
### ■不安や負担に感じていること



## ② 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向

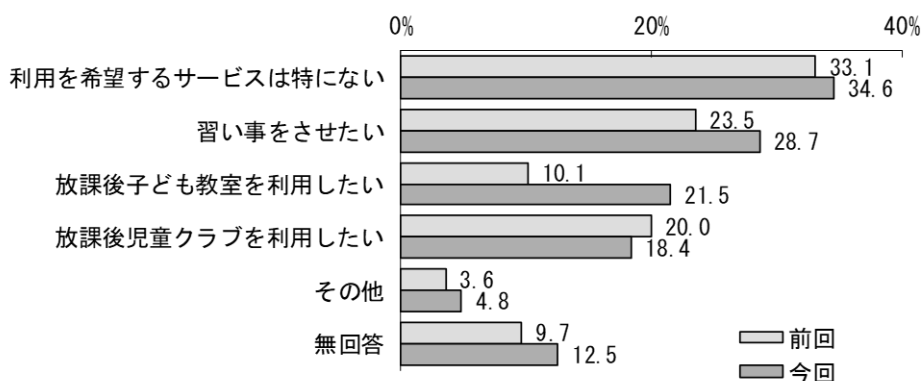
平日の教育・保育事業として定期的に使いたい事業は、「認可保育所」が70.4%、「幼稚園」が21.9%、「認定こども園」が9.9%となっています。前回調査の結果と比べると、「幼稚園」の割合が減少しています。

### ■平日、定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童保護者）



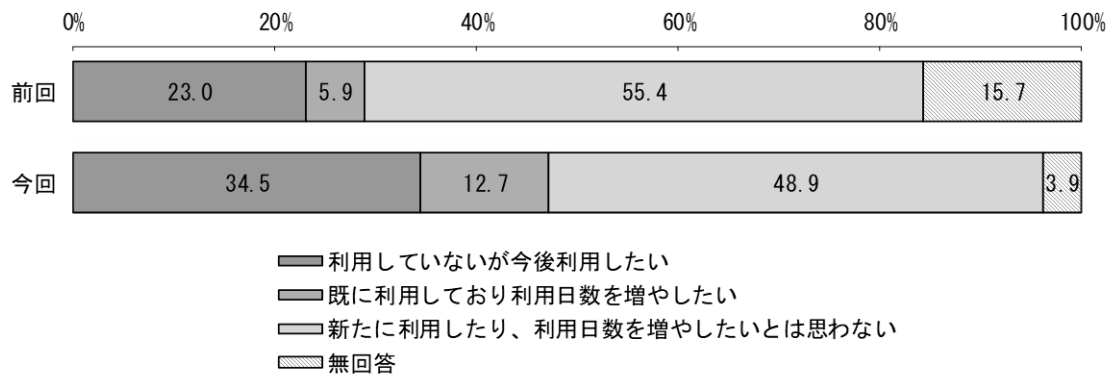
小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望は、「利用を希望するサービスは特にない」が34.6%で最も高く、次いで「習い事をさせたい」、「放課後子ども教室を利用したい」の順に高くなっています。前回調査の結果と比べると、「放課後子ども教室を利用したい」の割合が増加しています。

### ■小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望（小学生保護者）



就学前児童保護者の子育て支援センターの利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 48.9%、「利用していないが今後利用したい」が 34.5%、「既に利用しており利用日数を増やしたい」が 12.7%となっています。前回調査の結果と比べると、「利用していないが今後利用したい」「既に利用しており利用日数を増やしたい」の回答割合が増加しています。

#### ■子育て支援センターの利用意向（就学前児童保護者）



子育て支援事業の認知度及び利用経験について、知っている事業は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「乳幼児健診や歯科検診」、「児童館・児童センター」、「大河原町子育て支援センター」等の割合が高く、利用したことがある事業は、就学前児童保護者では「乳幼児健診や歯科検診」、「もぐもぐ教室やこころの相談などの相談サービス」、「おおがわら子育てアプリ」等、小学生保護者では「乳幼児健診や歯科検診」、「児童館・児童センター」、「大河原町子育て支援センター」等の割合が高くなっています。

前回調査の結果と比べると、知っている事業、利用したことがある事業ともに「おおがわら子育てアプリ」の割合が大幅に増加しています。

#### ■子育て支援事業の認知度・利用経験

##### 【就学前児童保護者】

| 事業名                    | 知っている |      |       | 利用したことがある |      |       |
|------------------------|-------|------|-------|-----------|------|-------|
|                        | 前回    | 今回   | 増減    | 前回        | 今回   | 増減    |
| 乳幼児健診や歯科検診             | 88.9  | 89.7 | 0.8   | 93.5      | 91.4 | -2.1  |
| もぐもぐ教室やこころの相談などの相談サービス | 85.1  | 84.7 | -0.4  | 73.5      | 61.9 | -11.6 |
| 子育て親育ち講座               | 40.7  | 43.0 | 2.3   | 18.9      | 16.0 | -2.9  |
| 在学青少年教育相談              | 7.3   | 7.9  | 0.6   | 0.6       | 0.9  | 0.3   |
| 保育所開放(町立桜保育所)          | 54.6  | 38.5 | -16.1 | 11.1      | 4.4  | -6.7  |
| 学校体育館施設の開放             | 20.3  | 23.0 | 2.7   | 4.9       | 3.9  | -1.0  |
| 大河原町子育て支援センター          | 84.9  | 86.2 | 1.3   | 58.8      | 53.0 | -5.8  |
| 「みらいのひろば」(自由開放)        | 39.1  | 45.0 | 5.9   | 21.7      | 21.8 | 0.1   |
| 児童館・児童センター             | 79.7  | 81.0 | 1.3   | 25.5      | 27.3 | 1.8   |
| ファミリー・サポート・センター        | 56.5  | 69.7 | 13.2  | 2.1       | 8.3  | 6.2   |
| おおがわら子育てアプリ            | 38.6  | 81.0 | 42.4  | 11.8      | 58.9 | 47.1  |
| 子育て支援センターだより「みらい」      | 70.5  | 67.5 | -3.0  | 41.2      | 41.8 | 0.6   |
| その他                    | 0.6   | 0.8  | 0.2   | 0.1       | 0.1  | 0.0   |

## 【小学生保護者】

| 事業名               | 知っている |      |      | 利用したことがある |      |      |
|-------------------|-------|------|------|-----------|------|------|
|                   | 前回    | 今回   | 増減   | 前回        | 今回   | 増減   |
| 乳幼児健診や歯科検診        | 91.4  | 87.5 | -3.9 | 87.6      | 89.3 | 1.7  |
| こころの相談などの相談サービス   | 77.9  | 82.2 | 4.3  | 6.8       | 6.4  | -0.4 |
| 子育て親子講座           | 40.6  | 48.8 | 8.2  | 13.3      | 18.6 | 5.3  |
| 在学青少年教育相談         | 13.4  | 15.5 | 2.1  | 0.6       | 1.0  | 0.4  |
| 保育所開放(町立桜保育所)     | 44.4  | 41.9 | -2.5 | 10.5      | 7.2  | -3.3 |
| 学校体育館施設の開放        | 36.9  | 31.2 | -5.7 | 13.4      | 9.0  | -4.4 |
| 大河原町子育て支援センター     | 86.0  | 85.3 | -0.7 | 45.8      | 52.3 | 6.5  |
| 児童館・児童センター        | 88.4  | 87.5 | -0.9 | 55.0      | 57.6 | 2.6  |
| ファミリー・サポート・センター   | 44.7  | 65.4 | 20.7 | 2.1       | 5.4  | 3.3  |
| おおがわら子育てアプリ       | 14.9  | 50.2 | 35.3 | 2.8       | 18.7 | 15.9 |
| 子育て支援センターだより「みらい」 | 65.8  | 60.2 | -5.6 | 30.3      | 27.2 | -3.1 |
| その他               | 0.4   | 1.4  | 1.0  | 0.2       | 0.3  | 0.1  |

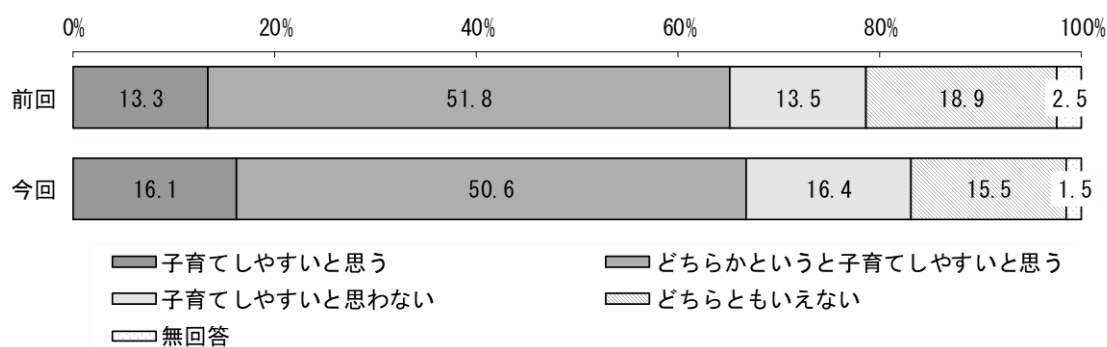
## ③ 大河原町での子育てのしやすさ

大河原町での子育てのしやすさについて、就学前児童保護者では「子育てしやすい」が16.1%、「どちらかというとき子育てしやすい」が50.6%となっています。前回調査の結果と比べると「子育てしやすい」が2.8ポイント増加した一方で、「子育てしやすいと思わない」も2.9ポイント増加しています。

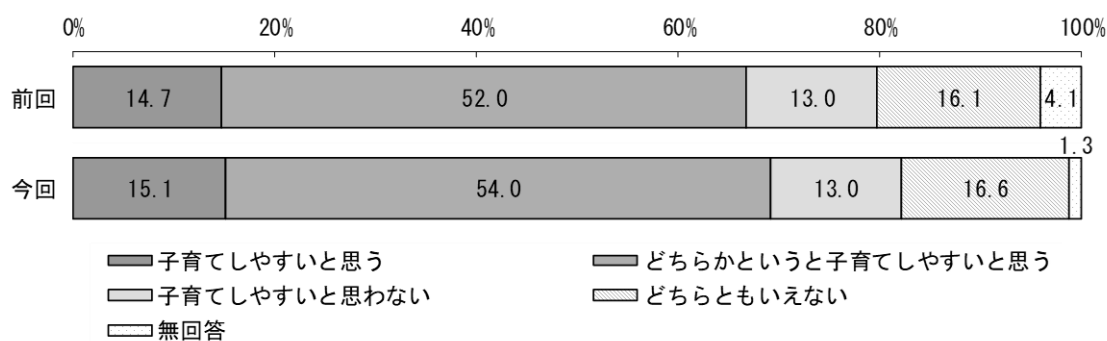
小学生保護者では「子育てしやすい」が15.1%、「どちらかというとき子育てしやすい」が54.0%となっています。前回調査の結果と比べると「どちらかというとき子育てしやすい」が2.0ポイント増加しています。

## ■大河原町は子育てしやすいと思うか

## 【就学前児童保護者】



## 【小学生保護者】

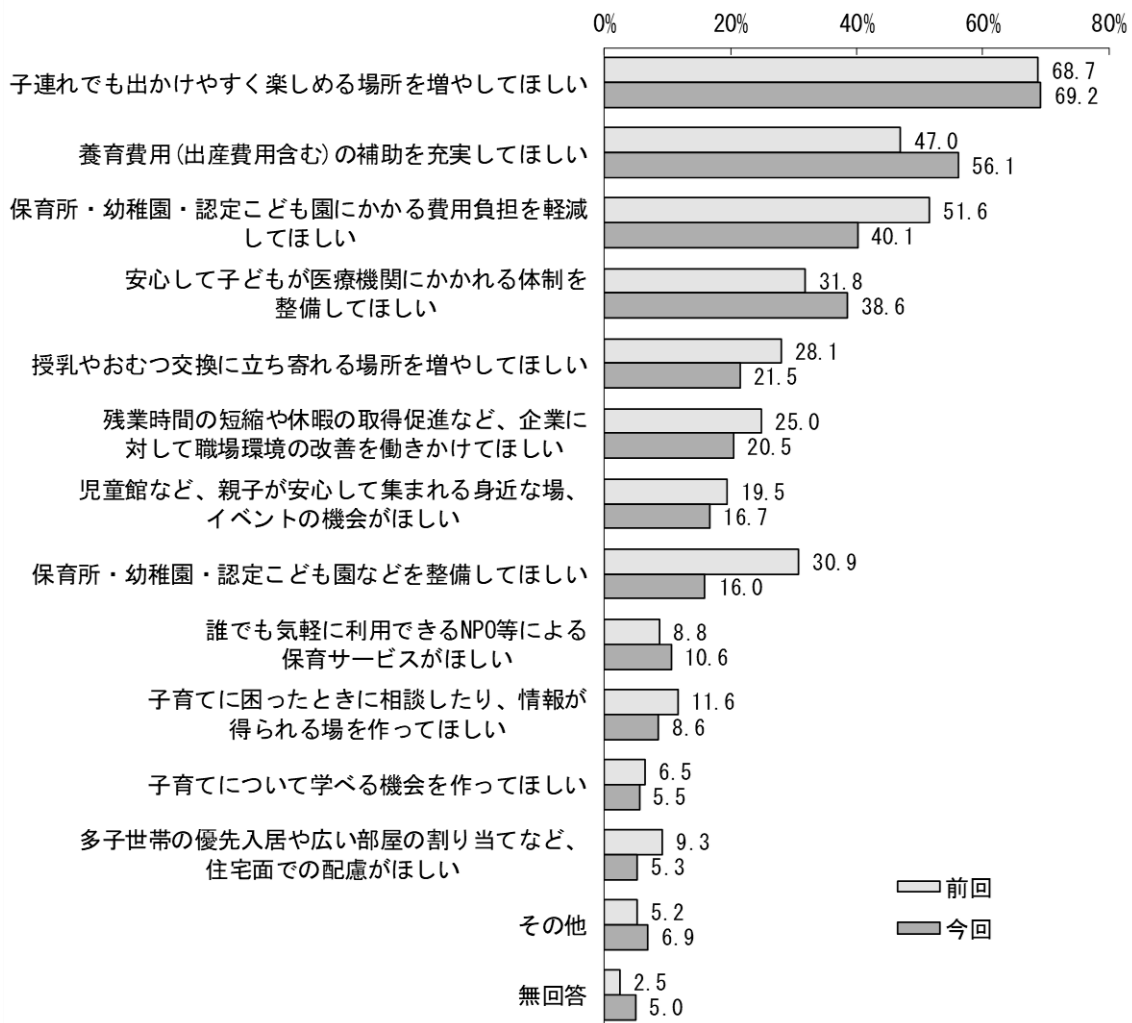


## ④ 今後、期待する子育て支援

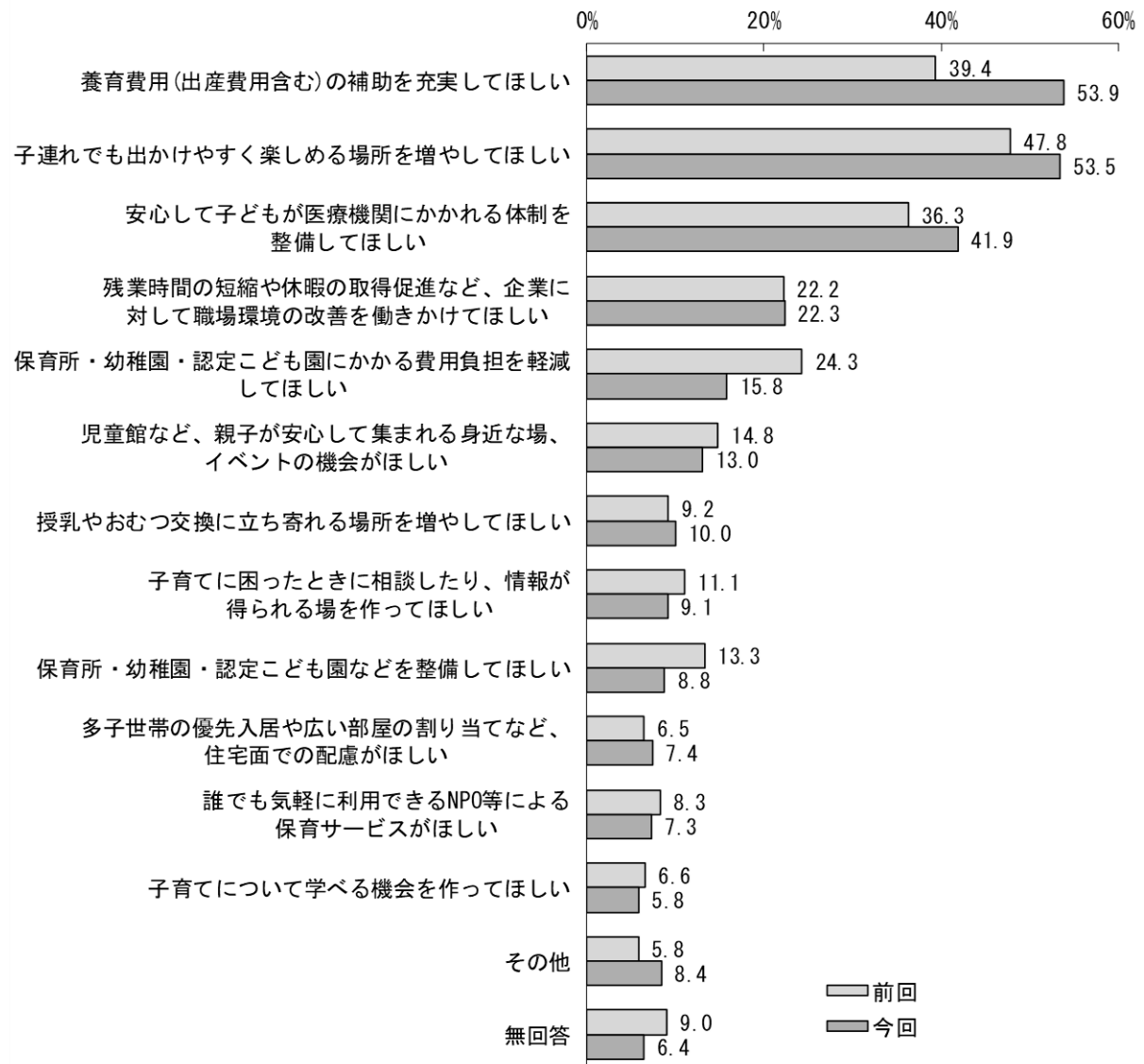
今後、町に期待する子育て支援は、就学前児童保護、小学生保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「養育費用の補助を充実してほしい」が上位2項目となっています。次いで、就学前児童保護者では「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい」、小学生保護者では「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が続いています。

## ■ 今後、町に期待する子育て支援

## 【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



## 9 大河原町の子ども・子育て支援における主な課題

各種法令・制度の動向や子ども・子育てを取り巻く環境の変化、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等から、以下の4つに子ども・子育て支援の課題を整理しました。

### (1) 子育てにかかる負担感の軽減と相談支援の充実

アンケート調査の結果から、子育てにとっても不安や負担を感じている人が一定数いることがわかりました。また、子育ての悩みや不安として、経済的負担のほか、自分や子どもとの時間が十分にとれないこと、育児で疲れることなどが上位にきています。

こうした中、国は、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置を努力義務化しました。本町においても、令和6年度にこども家庭センターを設置しており、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安を把握し、一人ひとりの状況に寄り添った切れ目のない包括的な相談支援体制の構築・強化に取り組んでいく必要があります。

さらに、町に期待する子育て支援では、「養育費用（出産費用含む）の補助を充実してほしい」の割合が高く、前回調査と比べても増加しており、経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

### (2) すべての子どもの健やかな育ちを支える体制の強化

子ども・子育て支援法の改正により、「こども誰でも通園制度」が創設されました。保育園に通園していない子どもが、家庭とは異なる経験や同世代の子どもと触れ合う機会を提供することで子どもの育ちを応援するものです。

アンケート調査結果をみると、子どもの病気や発育・発達に悩んでいる保護者の割合が多くなっています。また、町に期待する子育て支援として、子どもが安心してかけられる医療体制の整備が上位にきており、前回と比べて割合が増加しています。

今後は、「こども誰でも通園制度」の提供体制の確保を図るとともに、様々な機会を通じて、子どもの発育・発達に関する啓発や知識の普及に努めることが重要です。また、県や近隣自治体、関係機関等と連携しながら、安心して受診できる医療体制について検討していく必要があります。

### (3) 子どもの権利擁護と意見の尊重

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。また、児童福祉法の改正では、児童虐待防止に向けた新たな事業が創設されています。

本町においても、児童虐待の認知件数や不登校数は、増加傾向がみられることから、これら法令の趣旨を踏まえ、児童虐待防止対策やいじめ、不登校対策など子どもの権利擁護に向けたさらなる取組の強化を図るとともに、子どもに関する施策を推進するにあたり、子どもの意見を聴取し、反映させていく仕組みづくりを進めていく必要があります。

#### （４）子育てしやすい環境の整備と子どもの安全安心の確保

アンケート調査の結果から、期待する子育て支援として、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やすことを望む保護者が多いことがわかりました。また、近年、子どもがSNS等をきっかけに被害者となる事件が全国的に発生するなど、子どもの安全安心の確保への関心が高まっています。

親子が気軽に出かけ、安心して楽しく過ごすことができる場の充実に努めるとともに、防犯活動や交通安全活動、SNSの安全な利用方法の啓発など、子どもたちを犯罪や事故等の被害から守るための取組を推進していく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本町では、第2期計画において『おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原』を基本理念として掲げ、「子どもの幸せを第一に考えすべての子どもの健やかな成長を支える」「子育て家庭を支え、親の子育て力を高める」「地域社会全体で子育てを支え合う」の3点を基本的視点として、施策を推進してきました。

本計画では、第2期計画の基本理念を継承し、基本理念を『おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原』とします。また、こども基本法に基づき、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本的な視点に「子どもの権利を守り、子どもの意見を尊重する」ことを加え、誰一人取り残すことなく、すべての子どもが幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

### おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原

#### 【計画策定にあたっての基本的視点】

#### ① 子どもの幸せを第一に考えすべての子どもの健やかな育ちを支える

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく健やかに成長できることを目指します。

#### ② 子育て家庭を支え、親の子育て力を高める

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、親としての成長を支援します。妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を通して、子どもと向き合う親の思いに寄り添い、子育てや子どもの成長に楽しさや喜び・生きがいを感じながら、親として成長することができるような環境づくりを進めます。

#### ③ 地域社会全体で子育てを支えあう

子どもの健やかな成長には、家庭、地域、企業、行政等がそれぞれの役割を果たすことに加え、社会全体が連携することが必要です。子育て支援に携わる人材を育成するとともに、子育て支援のネットワークづくりを進め、地域コミュニティの中で子どもが健やかに育まれる体制づくりを進めます。

#### ④ 子どもの権利を守り、子どもの意見を尊重する

すべての子どもが個人として尊重され、基本的な人権が尊重されるとともに、年齢や発達程度に応じて、その意見が尊重され、表明する機会及び多様な社会的活動に参画することが確保されるための仕組みづくりや取組を進めます。

## 2 施策体系

| 基本理念                                  | 基本的な視点                                | 基本目標                                                     |
|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <p>おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原</p> | <p>子どもの幸せを第一に考えすべての子どもの健やかな育ちを支える</p> | <p><b>基本目標 1</b><br/>安心して子どもを生み育てられるための支援の充実</p>         |
|                                       | <p>子育て家庭を支え、親の子育て力を高める</p>            | <p><b>基本目標 2</b><br/>子どもの育ちと子育て家庭を支える<br/>あたたかな地域づくり</p> |
|                                       | <p>地域社会全体で子育てを支えあう</p>                | <p><b>基本目標 3</b><br/>社会的配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援と権利擁護</p>      |
|                                       | <p>子どもの権利を守り、子どもの意見を尊重する</p>          | <p><b>基本目標 4</b><br/>子どもの貧困の解消に向けた取組の推進</p>              |
|                                       |                                       | <p><b>基本目標 5</b><br/>子育てしやすい環境の整備</p>                    |

| 基本施策                   |
|------------------------|
| 1-1 安全・安心な妊娠・出産に向けた支援  |
| 1-2 子どもや親の心身の健康づくり     |
| 1-3 幼児期の教育・保育の充実       |
| 1-4 子育て情報の充実           |
| 1-5 子育て家庭への経済的支援       |
| 2-1 多様な体験・交流活動の充実      |
| 2-2 子どもの居場所づくり         |
| 2-3 相談体制の充実・周知         |
| 2-4 地域による子育て支援の充実      |
| 2-5 子育てネットワークづくりの推進    |
| 3-1 障がい児施策の充実          |
| 3-2 ひとり親家庭等の自立支援の充実    |
| 3-3 児童虐待防止対策の強化        |
| 3-4 いじめ・不登校対策の強化       |
| 3-5 子どもの意見表明権の確保       |
| 4-1 教育・学習支援の充実         |
| 4-2 子どもに対する生活支援の充実     |
| 4-3 保護者に対する生活支援の充実     |
| 4-4 就労支援の充実            |
| 4-5 経済的支援の充実           |
| 5-1 多様な働き方ができる環境づくりの促進 |
| 5-2 男女共同参画社会の推進        |
| 5-3 公園・遊び場の整備          |
| 5-4 防犯・交通安全対策の推進       |

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 安心して子どもを生み育てられるための支援の充実

#### 【目指す姿】

安全・安心に妊娠・出産ができ、子どもたちが健やかに成長し、すべての親が過度な負担や孤立感を抱くことなく、喜びをもって安心して子育てをすることができている。

#### 【施策の方向】

母子保健事業等を通じて、安心・安全な妊娠・出産のための支援の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える不安や悩みに寄り添い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な相談支援の充実を図ります。

#### 1-1 安全・安心な妊娠・出産に向けた支援

妊娠・出産の健康管理を支援するとともに、困難や課題等を抱える家庭を早期に把握し、適切に関係機関や各種制度等へつなぎます。

| 施策名・事業名            | 実施事業                                                                                                        | 担当課    |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 母子健康手帳の交付          | 母子健康手帳の交付及び健康相談等を実施します。                                                                                     | 子ども家庭課 |
| 妊婦一般健康診査           | 妊婦健診では、適切な健診回数の確保により妊婦の健康確保を推進します。                                                                          | 子ども家庭課 |
| 妊婦等包括相談支援事業        | 妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図ります。                                         | 子ども家庭課 |
| 産後ケア事業【新規】         | 産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、母親の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施します。                                               | 子ども家庭課 |
| 産前産後ヘルパー事業【新規】     | 産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭に対し、自宅にヘルパーが伺い、日常的な家事のお手伝いをします。                                                         | 子ども家庭課 |
| こども家庭センターの運営【新規】   | 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を運営します。        | 子ども家庭課 |
| プレコンセプションケアの推進【新規】 | 不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ人の妊娠、性感染症への適切な相談支援や妊娠・出産、産後の健康管理にかかる支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促します。 | 子ども家庭課 |

| 施策名・事業名   | 実施事業                  | 担当課                      |
|-----------|-----------------------|--------------------------|
| 思春期健康教育事業 | 中学生を対象とした妊婦体験等を実施します。 | 生涯学習課<br>教育総務課<br>子ども家庭課 |

## 1-2 子どもや親の心身の健康づくり

子どもの健康状態の把握に努めるとともに、子どもの発育・発達や子育てに関する不安や悩みを身近な場所で気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、思春期の子どもの心身の健康づくりを推進します。

| 施策名・事業名                     | 実施事業                                                                                                  | 担当課    |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 母子健康手帳の交付<br>(再掲)           | 母子健康手帳の交付及び健康相談等を実施します。                                                                               | 子ども家庭課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>(こんにちは赤ちゃん事業) | 産婦・新生児訪問を行い、産後の母体や子どもについて母親一人が悩むことがないよう、気軽に相談できる訪問事業の充実を図ります。また、新生児訪問時に産後うつ病のスクリーニングを実施します。           | 子ども家庭課 |
| 養育支援訪問事業                    | 産婦・新生児訪問等により産後うつなどの症状がみられた場合は、養育支援訪問事業の実施により適切なケアにつなげていきます。                                           | 子ども家庭課 |
| 乳幼児相談                       | 健康・育児の相談や離乳食相談など、多様な育児相談の充実を図ります。                                                                     | 子ども家庭課 |
| 幼児発達相談                      | 精神発達面で課題のある幼児を対象に専門的な助言、指導、必要時発達検査等を実施します。                                                            | 子ども家庭課 |
| 乳児一般健康診査                    | 母子保健法に基づき各種健診事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療の指導等、健全な発育と発達を促進し、子育て支援を充実します。                                        | 子ども家庭課 |
| 4か月児健康診査                    | 母子保健法に基づく各種健診事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療の指導等、健全な発育と発達を促進し、子育て支援を充実します。また、健診内容については、満足度調査を行うなど、受診者ニーズの把握に努めます。 | 子ども家庭課 |
| 1歳6か月児健康診査                  |                                                                                                       |        |
| 2歳児歯科健康診査                   |                                                                                                       |        |
| 3歳児健康診査                     |                                                                                                       |        |
| カウンセラー（公認心理師）の活用            | 2歳児歯科健診、3歳児健診時等の健診時や育児相談において、育児・子どもの発達についての不安や育児ノイローゼ解消のため、カウンセラー（公認心理師）の活用を推進します。                    | 子ども家庭課 |
| 歯の健康づくり                     | 3歳児の虫歯数を減少させることに努めるとともに、小・中学校の歯と口腔の健康づくりに努めます。                                                        | 子ども家庭課 |

| 施策名・事業名            | 実施事業                                                                                                                                  | 担当課                      |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 食育に関する学習機会の充実      | 親子の料理教室などを通じて、食べ物の大切さを学ぶ事業を推進するとともに、地場産品を活用した料理コンクールや料理講習会、料理実習、食の講座等を実施し、食に関する学習機会の充実を図ります。                                          | 健康推進課<br>農政課             |
| 幼児期・学童期・思春期の食育の推進  | 学童期・思春期の児童に対して、欠食による影響、正しい食習慣の確立等に関する食育を推進します。また、保育所（園）給食や学校給食等で地場産品を活用した食育を推進します。                                                    | 子ども家庭課<br>健康推進課<br>教育総務課 |
| おおがわら子どもの心のケアハウス事業 | 児童生徒の心の安定を図り、自己有用感・肯定感を持たせるため、支援体制の充実を図ります。安心できる居場所を提供し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等の学校復帰や自立支援に向けた様々な取組を行います。 | 教育総務課                    |
| 思春期相談              | 学童期・思春期における心の問題（不登校・ひきこもり・摂食障害・やせ症・自殺など）に係る専門家の確保と、関係各課や関係機関との連携及び県の各種相談事業の活用（育成相談・非行相談・養護相談）などから地域における相談体制の充実を図ります。                  | 教育総務課<br>健康推進課<br>子ども家庭課 |
| 性教育・禁煙教育・薬物乱用防止教育  | 小中高生を対象とした性教育を実施するとともに、児童の健全な成長を促進するため、禁煙教育や薬物乱用防止教育を実施します。                                                                           | 教育総務課<br>健康推進課<br>子ども家庭課 |
| 感染症予防事業            | 感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づく事業の継続と接種率の向上に努めます。                                                                                | 健康推進課                    |

### 1-3 幼児期の教育・保育の充実

多様な就労形態に応じたきめ細かな保育サービスの確保を図りつつ、円滑な利用を促進するとともに、質の高い教育・保育環境の整備を進めます。

| 施策名・事業名  | 実施事業                                                                                | 担当課    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 保育所整備事業  | 民間保育所等との役割分担を図りながら、障がい児保育、延長保育等、町立保育所としての役割を担い、多様な保育ニーズに対応できる保育所の整備を推進します。          | 子ども家庭課 |
| 乳児保育事業   | 乳児の保育については、保育士の確保など、従来の保育所における乳児保育事業の人員・施設面での強化を図るとともに、地域型給付事業の提供による受入れ体制の多様化に努めます。 | 子ども家庭課 |
| 小規模保育の実施 | 小規模保育の推進を目指し、保育事業所に対し参入を促すとともに、実施にあたっての支援を行います。                                     | 子ども家庭課 |

| 施策名・事業名                   | 実施事業                                                                                                                                                                  | 担当課                 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 家庭的保育の実施検討                | 保育士や看護師等の資格保有者が家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かな保育ができるよう検討し、実施を支援します。                                                                                                                 | 子ども家庭課              |
| 施設型給付制度に関する広報活動           | 各幼稚園・保育所等の施設や入所を希望する町民に対し、施設型給付制度についての広報活動を行います。                                                                                                                      | 子ども家庭課              |
| 認定こども園への移行の支援             | 認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所に対し支援を行い、町民が必要とする量の確保に努めます。                                                                                                                     | 子ども家庭課              |
| 待機児童の解消                   | 待機児童の解消のために有資格者（保育士）を必要数確保するよう努めます。保育士人材バンクの活用や地域の人的資源との連携方策を検討します。また、町内の各保育所へ心理学の専門家を派遣し、保育士への相談支援を実施します。巡回相談支援によって保育士の仕事上の不安を取り除き、処遇改善に努めることで、保育士の離職防止、安定的な確保を図ります。 | 子ども家庭課              |
| 教育・保育サービスの質の確保と向上         | 多様な教育・保育ニーズへの対応や地域における子育て支援機能の充実を推進するため、幼稚園・保育所等における専門職の適正な人員の配置と外部研修の受講促進により、教育・保育サービスの質の確保・向上に努めます。                                                                 | 子ども家庭課              |
| 町民に対する広報活動                | 教育・保育サービスを受けるための認定制度について町民に対し十分な広報活動を行い円滑な事業実施に努めます。                                                                                                                  | 子ども家庭課              |
| 給付体制の整備                   | 円滑な給付体制の整備に努めます。                                                                                                                                                      | 子ども家庭課              |
| 事業所内保育の支援                 | 事業所内保育所について、事業者との連携により人材や施設の充実を支援し、保育環境の充実を図ります。                                                                                                                      | 子ども家庭課              |
| 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】 | 保護者の就労要件などを問わず0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを保育所等の施設に通わせることができる制度を実施し、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に対して情報提供・助言等の援助を行います。                                                       | 子ども家庭課              |
| 一時預かり事業                   | 保育所等に通っていない家庭において、様々な事情で一時的に保育が困難になった場合に、一時的に子どもを預かることで、保護者の育児をサポートします。（育児負担の軽減を図る）                                                                                   | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |

## 1-4 子育て情報の充実

様々な機会を通じて子育て支援サービスや相談窓口をはじめ、子育てに関する情報について、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的に発信・提供します。

| 施策名・事業名             | 実施事業                                                                                     | 担当課                 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 利用者支援事業             | 町を窓口として、子育て支援の必要な方に対する相談機能の強化や相談・情報提供体制の整備等を進めます。<br>また、地域子育て支援センターにおいても、子育てに関する相談に応じます。 | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |
| 子育てに関する情報提供・意識の啓発   | ポスター・リーフレット等を作成するほか、子育て情報紙「みらい」や広報紙、ホームページ等の既存の媒体を活用し、子育て関連施設の情報提供や積極的な啓発活動を行います。        | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |
| 子育て支援情報配信アプリケーション事業 | 町からの妊娠・出産や子育てに関するお知らせやイベント情報の取得、妊娠中の検診記録や子どもの成長記録・予防接種のスケジュール管理などができるアプリを導入し、情報提供に努めます。  | 子ども家庭課              |

## 1-5 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の生活の安定と経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給や医療費助成等を行います。

| 施策名・事業名       | 実施事業                                                                                                  | 担当課    |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 児童手当          | 児童を養育する家庭の生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るため児童手当の給付を継続して実施します。令和6年10月分から高校生年代までの支給対象年齢の拡大、多子加算の拡充、所得制限の撤廃をしています。 | 子ども家庭課 |
| 児童扶養手当        | 母子・父子家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。                                       | 子ども家庭課 |
| 特別児童扶養手当      | 障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭の経済的支援のため、特別児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。                                           | 子ども家庭課 |
| 子ども医療費助成事業    | 0歳から18歳に達する日の属する年度の末日までの児童・生徒に対し、通院費及び入院費に係る家計費負担を軽減するため医療費の助成を継続し、制度に関する情報の提供に努めます。                  | 子ども家庭課 |
| ひとり親家庭医療費助成事業 | 母子家庭や父子家庭などの医療費における家計費の負担軽減のため、医療費の助成を継続します。                                                          | 子ども家庭課 |

| 施策名・事業名              | 実施事業                                                  | 担当課    |
|----------------------|-------------------------------------------------------|--------|
| 要保護児・準要保護児童就学援助事業    | 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援事業を継続します。       | 教育総務課  |
| 育英会事業                | 就学が困難で向学心旺盛な優秀なる人材に学費を貸与し、有能な人材の育成を図る事業を継続します。        | 教育総務課  |
| 出産育児一時金              | 国民健康保険加入者の、出産時における費用負担軽減のための事業を継続します。                 | 健康推進課  |
| 妊婦のための支援給付【新規】       | 妊娠届の際の面接時に出産応援ギフト（5万円）、産婦・新生児訪問時に子育て応援ギフト（5万円）を給付します。 | 子ども家庭課 |
| ママのおでかけタクシー券助成事業【新規】 | 妊娠届出時に、タクシー利用時に使えるチケットを支給します。                         | 子ども家庭課 |
| 子育て支援サービス利用者負担金助成事業  | 子育てサービスを利用した際に申請すると、一定金額を助成します。                       | 子ども家庭課 |
| 小・中学校入学準備支援金交付事業     | 小・中学校に入学する児童生徒の保護者に対し、児童生徒1人につき2万円を支給し、経済的負担の軽減を図ります。 | 教育総務課  |

## 基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり

### 【目指す姿】

地域全体が子どもを大切に思い、子育て家庭への理解を深めつつ、多様な主体がそれぞれの役割を持ち、地域ぐるみで子どもを育み、子育てを支えている。

### 【施策の方向】

子どもたちが多様な学び・体験・交流等を通じて心身の健やかな成長と社会性を身に付けるとともに、地域の中で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。また、地域全体で子どもを育み、子育て家庭を支えるための主体的な活動の活性化を推進するとともに、様々な世代や子育て家庭同士の交流の促進を図ります。

### 2-1 多様な体験・交流活動の充実

各種イベントや交流事業等の充実及び参加促進を図るとともに、地域団体等の活動を支援し、地域における多様な交流や体験活動ができる機会の充実を図ります。

| 施策名・事業名         | 実施事業                                                                                                 | 担当課                 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 交流機能の充実         | 地域子育て支援センターや世代交流いきいきプラザの活用により異年齢児との交流イベントの充実に努めます。また、学校や地域、高齢者団体に対し、子どもとの交流事業への参加を促します。              | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |
| 学校開放            | 学校体育館、校庭の開放事業を推進するとともに、登録団体の活用の周知を図りながら円滑な運営に努めます。                                                   | 生涯学習課               |
| 夏休みの子どもの居場所     | 児童館や放課後児童クラブ、デイキャンプ、小学生スポーツ大会等を通じ、学校の長期休業期間における事業展開の充実を図ります。                                         | 子ども家庭課<br>生涯学習課     |
| 中高生と乳幼児とのふれあい事業 | 中高生を対象とした保育所（園）でのふれあい体験の場を活用し、児童の健全育成に努めます。                                                          | 子ども家庭課<br>生涯学習課     |
| 地域の子育て活動の支援     | 子ども会活動など、地域における子育て支援活動に対し積極的な支援を行い、さらに異年齢、世代間交流が進むよう住民の参加を促します。                                      | 子ども家庭課<br>生涯学習課     |
| スポーツ体験事業        | 従来のスポーツ競技のほかにアーバンスポーツやニュースポーツなど、様々な分野のスポーツが体験できる事業を行うことにより、子どもたちが楽しみながらスポーツに取り組める環境を整備していきます。        | スポーツまちづくり推進課        |
| プロスポーツチーム等連携事業  | 県内を本拠地とするプロスポーツチーム等と連携し、各団体におけるホームゲーム招待事業や選手による交流教室等を行い、家族全員でスポーツを楽しむ機会の創出や子どもたちのスポーツに関する意欲の向上を図ります。 | スポーツまちづくり推進課        |

| 施策名・事業名        | 実施事業                                                                                                                   | 担当課     |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 福祉体験学習         | 多様な人々を理解しお互いを思いやる心を育むこと、地域の中で共に支え合いながら暮らすことの大切さなど考えるきっかけづくりを目的として、町内小・中学校と調整し、福祉に関する講話や体験、障がい者や高齢者との交流などの福祉体験学習を実施します。 | 社会福祉協議会 |
| 社協による地域活動の支援制度 | 「支え合い助け合えるボランティア活動助成事業」により、子ども会活動などをはじめとした、地域の様々なつながり事業を支援します。また、マイクロバスの貸出し等による、地域による子育ても含む地域活動全般の支援を推進します。            | 社会福祉協議会 |

## 2-2 子どもの居場所づくり

子どもたちが集い、交流し、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実を図ります。また、関係団体等が取り組む子どもの居場所づくりの主体的な活動を支援します。

| 施策名・事業名              | 実施事業                                                                                                                                                                        | 担当課                      |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 児童館・児童センター活動         | 母親サークル活動等の場の確保など、施設利用の充実を図るとともに、ジュニアリーダーの派遣やボランティア活動・育成、異年齢児との交流など中高生にも利用しやすい環境整備及び地域に開かれた施設としての運営を推進します。                                                                   | 子ども家庭課<br>生涯学習課          |
| 放課後子ども教室             | 活動員として地域の人の参画を促し、放課後子ども教室の充実を図ります。また、放課後児童健全育成事業との連携により多様な教育や体験活動の提供に努めます。                                                                                                  | 生涯学習課                    |
| 放課後児童健全育成事業          | 放課後児童クラブにて高学年まで受け入れるため、施設の改善や指導員の確保のほか、児童館事業や放課後子ども教室事業との連携による良質なサービス提供体制整備に努めます。また、定員枠の拡大、保育時間の延長、新たな提供体制や障がい児の受入れ、長期休業期間中における児童クラブでの一時預かり事業の拡大などを検討し、放課後児童健全育成事業の拡充に努めます。 | 子ども家庭課<br>生涯学習課          |
| 放課後子ども総合プラン          | 小学校の就学児童の安全・安心な居場所を確保するため、生涯学習課と子ども家庭課が中心となって、教育委員会等関係部局と連携・協議を深めながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に關しての適切な体制づくりを行います。                                                               | 子ども家庭課<br>生涯学習課<br>教育総務課 |
| 子ども食堂等開設運営事業補助金制度の推進 | 町内で子どもの居場所づくりのため「子ども食堂」を開設し、継続して運営する団体に経費の一部助成を行います。                                                                                                                        | 子ども家庭課                   |
| たんぽぽ食堂               | 食を通じたつながりづくりや子どもの貧困に対応することを目的として、ボランティアが作る食事を提供する、子ども食堂事業（たんぽぽ食堂）を推進します。                                                                                                    | 社会福祉協議会                  |

## 2-3 相談体制の充実・周知

身近な場所で気軽に相談できる相談体制の充実を図るとともに、関係機関が連携し、包括的な相談支援にあたり、必要に応じて専門的な支援につなげます。

| 施策名・事業名                     | 実施事業                                                                                                                       | 担当課                 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| こども家庭センターの運営【新規】(再掲)        | 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を運営します。                       | 子ども家庭課              |
| 子育て支援センター事業の推進              | 自由来館の利用者は増加傾向にあり、引き続き地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動や子育て環境づくりを推進していきます。                                                              | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |
| 子育て支援センターの充実・強化             | 地域子育て支援センターの機能を強化し、関係機関との連携を深め、相談機能等の充実を図ります。<br>子育て相談の際に、子育て体験を聞いたり、他の保護者と関わり、情報交換などの場から育児不安、悩みの問題解決に努めます。                | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |
| 子育て支援拠点事業（みらいのひろばの自由開放）     | 世代交流いきいきプラザとの連携により、親と子がいつでも気軽に集まれる場となる地域子育て支援拠点事業（みらいのひろばの自由開放）の充実を図ります。                                                   | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |
| 児童相談                        | 学校、保健師、児童相談所等が連携し、非行防止・立ち直り支援、虐待防止支援など児童の相談対応から問題解決を推進し、児童の健全育成を図ります。                                                      | 子ども家庭課<br>教育総務課     |
| スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業 | 各小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、学校教育相談体制の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、経済状況や生活面から福祉的援助が必要となる家庭に対して自立支援のための相談を行い、教育と福祉の両面からの問題解決に努めます。 | 教育総務課               |

## 2-4 地域による子育て支援の充実

子育てにかかる地域資源を活用しつつ、ファミリー・サポート・センターや子育てサポーター、ボランティア等による支え合い活動の活性化を図ります。

| 施策名・事業名               | 実施事業                                                                                                                 | 担当課                 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 保育所・子育て支援センター開放       | 町立保育所・子育て支援センターの土曜日の開放を継続して実施します。                                                                                    | 子育て支援センター<br>桜保育所   |
| ブックスタート事業～新生児等あったか事業～ | 幼児の時から絵本に親しみながら、保護者やまわりの大人たちとふれあい、豊かな心を育むことを目的として、民生委員児童委員協議会と協力して、4か月児・1歳6か月児健診の際に月齢にあった絵本を贈呈します。                   | 社会福祉協議会<br>福祉課      |
| 絵本読み聞かせ               | 駅前図書館などにおいて、ボランティアサークル等による絵本の読み聞かせを実施します。                                                                            | 生涯学習課               |
| 読み聞かせボランティアの募集と育成     | 読み聞かせボランティアを募集し、お話し会等で、子どもたちに絵本の楽しさを伝えられるよう、読み聞かせ養成講座やお話し会拡大版に向けた打合せ会を開き、ボランティアの育成を図ります。                             | 駅前図書館               |
| 子育てサポーターの養成           | 子育てに関する身近な情報提供やサークル活動の企画など、子育ての親に対する助言などを行う「子育てサポーター」の養成を図ります。                                                       | 生涯学習課               |
| 子育てサポーター活動への支援        | 講座修了者に対して活躍の場として、子育てニーズの多様化に対応できる体制整備を検討します。                                                                         | 子ども家庭課<br>生涯学習課     |
| ファミリー・サポート・センター事業     | 専門のアドバイザーを1名配置し、子どもの預かりや送迎をお願いしたい方と、お手伝いしたい方のマッチングを図ります。また、保護者の負担軽減と、さらなる利用促進を目指し、ひとり親世帯や非課税世帯に対する利用料助成制度を引き続き実施します。 | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |
| 家庭教育の普及・推進            | 家庭教育推進の立場で、子育て・親育ち講座の実施により、家庭教育の推進に努めます。                                                                             | 子育て支援センター<br>生涯学習課  |

## 2-5 子育てネットワークづくりの推進

地域で子育て支援活動を行っている団体同士の交流機会の充実を図り、ネットワークづくりを促進するとともに、活動への支援を図ります。

| 施策名・事業名        | 実施事業                                                                                                                          | 担当課                                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 子育てネットワークの充実   | 「子育てサークル代表者会議」などを開催することにより、子育て支援機関・団体・サークル等の情報交換や交流の場づくり、連絡体制の整備など、子育てネットワークづくりを推進します。また、子どもへの声かけ運動など、地域住民の積極的な関わり運動を展開します。   | 子ども家庭課<br>生涯学習課                            |
| 子育てサークル活動への支援  | 児童館、児童センター、子育て支援センター等で子育て団体やサークル等の積極的な交流と活性化を図るため、サークルへの加入促進や活動の情報提供等の活動支援を推進します。また、子育ての情報交換や仲間づくりなど自主サークル活動の場の確保や活動の支援に努めます。 | 子育て支援センター<br>子ども家庭課<br>生涯学習課<br>児童館・児童センター |
| 円滑な就学ネットワークづくり | 保育所・幼稚園等から小学校への円滑な接続のための保幼小連携・情報共有の推進を図るため、定期意見交換会等の開催について検討します。                                                              | 子ども家庭課<br>教育総務課                            |

## 基本目標3 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援と権利擁護

### 【目指す姿】

すべての子どもたちが、多様な主体の連携のもと、一人ひとりの状況に応じた寄り添った支援を受けながら、地域の中で自分らしく、共に暮らし、学び、働いている。

### 【施策の方向】

障がいや発達に支援が必要な子ども、ひとり親家庭、外国籍の子どもやヤングケアラーなど、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭に対する関係機関等と密接に連携しながら、必要な支援策を推進します。また、虐待やいじめなどの人権侵害から子どもを守るとともに、権利の主体である子どもの意見を尊重するための仕組みづくりに取り組みます。

### 3-1 障がい児施策の充実

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるよう、障がい特性に応じた総合的な相談支援や教育・保育の推進、障がい児支援施策等の充実を図ります。

| 施策名・事業名     | 実施事業                                                                                | 担当課                    |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 相談体制の整備     | 定期健診や児童相談または保育所（園）等において障がい児の把握に努め、入所（園）や進学または就職等について気軽に相談できる体制を整えます。                | 子ども家庭課<br>福祉課          |
| 障がい児保育事業    | 母子保健事業との連携により、障がいの早期発見に努めるとともに、現在受け入れている障がい児保育を継続して実施します。加えて民間保育所で実施する場合の財政支援を行います。 | 子ども家庭課                 |
| 障がい児支援体制の推進 | 障がい児の把握と育成・相談支援を充実するために、関係機関や関係各課、団体と連携した障がい児支援体制を推進します。                            | 教育総務課<br>子ども家庭課<br>福祉課 |
| 障がい児通所支援事業  | 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの通所支援事業の実施により、障がい児の地域での生活を支援します。              | 子ども家庭課<br>福祉課          |
| 障がい児入所支援事業  | 福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設への入所により、安心できる体制づくりを進めます。                                     | 子ども家庭課<br>福祉課          |
| 特別支援教育の充実   | 特別支援学校と特別支援学級が連携し、障がいのある児童・生徒一人ひとりの障がいの程度に応じた指導方法等による教育の充実を図ります。                    | 子ども家庭課<br>教育総務課<br>福祉課 |

| 施策名・事業名           | 実施事業                                                                                                                                                                                                  | 担当課     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 障がい児の交流・居場所づくりの推進 | 障がい児・者や、発達の気になる子どもとその家族、地域の支援者を対象として、安心して交流できる場を提供することを目的として、「おもちゃの図書館「パオ」事業」を展開します。この会では、参加者が定期的に自由に集まり、交流会や研修会等を開催します。<br>また、「大河原町地域活動支援センター福祉作業所さくら」では、障がい児・者の居場所づくりと地域住民との交流を図るため、開かれたカフェ等を開設します。 | 社会福祉協議会 |
| 幼児発達相談（再掲）        | 精神発達面で課題のある幼児を対象に専門的な助言、指導、必要時発達検査等を実施します。                                                                                                                                                            | 子ども家庭課  |
| 特別児童扶養手当（再掲）      | 障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭の経済的支援のため、特別児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。                                                                                                                                           | 子ども家庭課  |

### 3-2 ひとり親家庭等の自立支援の充実

ひとり親家庭の生活支援や経済的自立に向けた支援の充実を図るとともに、経済的負担の軽減に向けた各種制度の周知及び利用促進を図ります。

| 施策名・事業名                 | 実施事業                                                                                                          | 担当課                 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ひとり親家庭への生活支援            | ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた相談を行うとともに、保育所（園）の入所（園）、放課後児童クラブの優先利用、母子生活支援施設の入所に対する相談対応など、母子・父子家庭等に対して多様な支援サービスを行います。 | 子ども家庭課<br>仙南保健福祉事務所 |
| ひとり親家庭への経済的支援           | ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援を行うために、母子福祉資金の貸付けを行うとともに、ひとり親家庭の医療費の助成と自立支援に向けた児童扶養手当の支給等を推進します。                            | 子ども家庭課<br>仙南保健福祉事務所 |
| 児童扶養手当（再掲）              | 母子・父子家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。                                                | 子ども家庭課              |
| ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）       | 母子家庭や父子家庭などの医療費における家計費の負担軽減のため、医療費の助成を継続します。                                                                  | 子ども家庭課              |
| 被災地への教育・保育事業や子育て支援事業の推進 | 国・県で実施する復旧・復興事業に協力するとともに、子育て事業においては、町外からの被災者の受入れや広域連携を含めた支援を推進します。                                            | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |

### 3-3 児童虐待防止対策の強化

関係機関との密接な連携のもと、児童虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進めます。また、妊娠期からの支援等により児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。

| 施策名・事業名          | 実施事業                                                                                                 | 担当課                                   |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 虐待防止の講座・研修       | 関係機関との連携のもと、虐待防止に関する講座・研修を実施します。                                                                     | 子ども家庭課                                |
| 虐待相談事業           | 健康診査でのチェック等、虐待の早期発見や必要時に対応する相談窓口、関係者による情報収集、援助活動など、関係機関との連携のもと、虐待の早期発見に努めます。                         | 子ども家庭課<br>教育総務課<br>仙南保健福祉事務所          |
| 虐待防止ネットワークの充実    | 関係機関との連携による要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の充実を図ります。                                                         | 子ども家庭課<br>健康推進課<br>教育総務課<br>福祉課       |
| 見守りサポート事業        | 虐待を受けた児童の精神的不安の軽減や、虐待児の保護、支援等の充実を図るとともに、虐待した親等への指導及び支援の充実を図ります。                                      | 子ども家庭課<br>健康推進課<br>教育総務課<br>仙南保健福祉事務所 |
| こども家庭センターの運営（再掲） | 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を運営します。 | 子ども家庭課                                |
| 養育支援訪問事業（再掲）     | 新生児訪問等により産後うつなどの症状がみられた場合は、養育支援訪問事業の実施により適切なケアにつなげていきます。                                             | 子ども家庭課                                |
| 子育て世帯訪問支援事業【新規】  | 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。      | 子ども家庭課                                |
| 児童育成支援拠点事業【新規】   | 家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。         | 子ども家庭課                                |
| 親子関係形成支援事業【新規】   | 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。      | 子ども家庭課                                |

### 3-4 いじめ・不登校対策の強化

いじめや不登校について相談できる体制を充実させるとともに、教職員の専門知識の習得を図り、関係機関との連携を強化しながら、子どもに寄り添った適切な対応がとれる体制を構築・強化します。

| 施策名・事業名                         | 実施事業                                                                                                                                  | 担当課                      |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| おおがわら子どもの心のケアハウス事業（再掲）          | 児童生徒の心の安定を図り、自己有用感・肯定感を持たせるため、支援体制の充実を図ります。安心できる居場所を提供し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等の学校復帰や自立支援に向けた様々な取組を行います。 | 教育総務課                    |
| 思春期相談（再掲）                       | 学童期・思春期における心の問題（不登校・ひきこもり・摂食障害・やせ症・自殺など）に係る専門家の確保と、関係各課や関係機関との連携及び県の各種相談事業の活用（育成相談・非行相談・養護相談）などから地域における相談体制の充実を図ります。                  | 教育総務課<br>健康推進課<br>子ども家庭課 |
| スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業（再掲） | 各小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、学校教育相談体制の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、経済状況や生活面から福祉的援助が必要となる家庭に対して自立支援のための相談を行い、教育と福祉の両面からの問題解決に努めます。            | 教育総務課                    |
| 学び支援教室                          | 学校に登校していない児童生徒、教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒等の社会的自立を目指し、学習支援と自立支援を図る学び支援教室を校内に設置することで、組織的な支援の充実を図ります。                                           | 教育総務課                    |
| いじめ問題対策連絡協議会                    | いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携、その他いじめ防止等の対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行い、いじめ問題に対応します。                                                             | 教育総務課                    |

### 3-5 子どもの意見表明権の確保

様々な機会を通じて子どもの意見を聴取し、施策・事業に反映させる仕組みの構築を図るとともに、子どもが自らの意見を持つことができ、うまく表明できるための支援を行います。

| 施策名・事業名          | 実施事業                                                                               | 担当課             |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 子どもの権利についての啓発    | 子どもの権利に関するポスターやパンフレットなどを活用した啓発活動を実施します。                                            | 子ども家庭課<br>町民生活課 |
| 当事者としての子どもの意見の尊重 | 子どもに関する施策の推進に際し、当事者の意見が反映される仕組みづくりを推進します。計画策定や事業の実施に対し、子どもが参加できるよう取組を進めます。         | 子ども家庭課          |
| 子どもアドボカシーの推進     | 自らの声を表明することが難しい立場や状況にある子どもの意見を表明できるようサポートする「アドボカシー」について、保護者や教師など子どもに関わる人の理解を促進します。 | 子ども家庭課          |

## 基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた取組の推進

### 【目指す姿】

すべての子どもが生まれ育った環境等にかかわらず、様々な体験・交流を重ねながら健やかに成長し、将来に夢や希望を持ち、その実現に向かって挑戦している。

### 【施策の方向】

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが将来に夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困の連鎖を防止するため、学習支援や教育の機会均等の保障、経済的支援の充実を図るとともに、様々な体験・交流を通じて自己肯定感や自己有用感を高める取組を進めます。

### 4-1 教育・学習支援の充実

経済的な理由や家庭環境等による学習機会の不足により子どもの将来の選択肢が狭められることがないよう、学習機会の確保に向けた取組を推進します。

| 施策名・事業名               | 実施事業                                                        | 担当課   |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 子どもの学習支援事業の推進         | 県が実施している学習支援事業に対して、事業の実施者との連携を図りながら、会場との調整や対象者への参加促進等を行います。 | 教育総務課 |
| 要保護児・準要保護児童就学援助事業（再掲） | 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援事業を継続します。             | 教育総務課 |
| 育英会事業（再掲）             | 就学が困難で向学心旺盛な優秀なる人材に学費を貸与し、有能な人材の育成を図る事業を継続します。              | 教育総務課 |

### 4-2 子どもに対する生活支援の充実

子どもが孤独を感じることなく過ごせる居場所づくりの充実を図ります。また、関連機関と連携して、子どもが相談しやすい環境づくりを推進します。

| 施策名・事業名                  | 実施事業                                                                                              | 担当課     |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 子ども食堂等開設運営事業補助金制度の推進（再掲） | 町内で子どもの居場所づくりのため「子ども食堂」を開設し、継続して運営する団体に経費の一部助成を行います。                                              | 子ども家庭課  |
| 住民ボランティアによる、子ども食堂開設支援    | 町と連携し、子ども食堂を立ち上げようとするグループ、団体に対して、立ち上げに関する相談や町などへの手続きや食材の提供などの支援とともに、団体間のネットワークをつくり、子ども食堂の普及を図ります。 | 社会福祉協議会 |

| 施策名・事業名                         | 実施事業                                                                                                                       | 担当課                      |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| たんぽぽ食堂（再掲）                      | 食を通じたつながりづくりや子どもの貧困に対応することを目的として、ボランティアが作る食事を提供する、子ども食堂事業（たんぽぽ食堂）を推進します。                                                   | 社会福祉協議会                  |
| 放課後子ども教室（再掲）                    | 活動員として地域の人の参画を促し、放課後子ども教室の充実を図ります。また、放課後児童健全育成事業との連携により、多様な教育や体験活動の提供に努めます。                                                | 生涯学習課                    |
| 児童館・児童センター活動（再掲）                | 母親サークル活動等の場の確保など、施設利用の充実を図るとともに、ジュニアリーダーの派遣やボランティア活動・育成、異年齢児の交流など中高生にも利用しやすい環境整備及び地域に開かれた施設としての運営を推進します。                   | 子ども家庭課<br>生涯学習課          |
| 夏休みの子どもの居場所（再掲）                 | 児童館や放課後児童クラブ、キャンプ等を通じ、学校の長期休業期間における事業展開の充実を図ります。                                                                           | 子ども家庭課<br>生涯学習課          |
| 児童相談（再掲）                        | 学校、保健師、児童相談所等が連携し、非行防止・立ち直り支援、虐待防止支援など児童の相談対応から問題解決を推進し、児童の健全育成を図ります。                                                      | 子ども家庭課<br>教育総務課          |
| 思春期相談（再掲）                       | 学童期・思春期における心の問題（不登校・ひきこもり・摂食障害・やせ症・自殺など）に係る専門家の確保と、関係各課や関係機関との連携及び県の各種相談事業の活用（育成相談・非行相談・養護相談）などから地域における相談体制の充実を図ります。       | 教育総務課<br>健康推進課<br>子ども家庭課 |
| スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業（再掲） | 各小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、学校教育相談体制の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、経済状況や生活面から福祉的援助が必要となる家庭に対して自立支援のための相談を行い、教育と福祉の両面からの問題解決に努めます。 | 教育総務課                    |

### 4-3 保護者に対する生活支援の充実

親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や生活の安定に向けた支援の充実を図ります。

| 施策名・事業名                     | 実施事業                                                                                                 | 担当課    |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| こども家庭センターの運営（再掲）            | 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を運営します。 | 子ども家庭課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲） | 新生児・妊産婦訪問指導を行い、産後の母体や子どもについて母親一人が悩むことがないよう、気軽に相談できる訪問事業の充実を図ります。また、新生児訪問時に産後うつ病のスクリーニングを実施します。       | 子ども家庭課 |

| 施策名・事業名               | 実施事業                                                                                                          | 担当課                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 養育支援訪問事業<br>(再掲)      | 新生児訪問等により産後うつなどの症状がみられた場合は、養育支援訪問事業の実施により適切なケアにつなげていきます。                                                      | 子ども家庭課              |
| 子育てサポーターの<br>養成 (再掲)  | 子育てに関する身近な情報提供やサークル活動の企画など、子育ての親に対する助言などを行う「子育てサポーター」の養成を図ります。                                                | 生涯学習課               |
| 乳幼児相談 (再掲)            | 健康・育児の相談や離乳食相談など、多様な育児相談の充実を図ります。                                                                             | 子ども家庭課              |
| 幼児発達相談 (再掲)           | 精神発達面で課題のある幼児を対象に専門的な助言、指導、必要時発達検査等を実施します。                                                                    | 子ども家庭課              |
| 妊婦一般健康診査<br>(再掲)      | 妊婦健診では、適切な健診回数の確保により妊婦の健康確保を推進します。                                                                            | 子ども家庭課              |
| 乳児一般健康診査<br>(再掲)      | 母子保健法に基づき各種健診事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療の指導等、健全な発育と発達を促進し、子育て支援を充実します。                                                | 子ども家庭課              |
| ひとり親家庭への生活<br>支援 (再掲) | ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた相談を行うとともに、保育所(園)の入所(園)、放課後児童クラブの優先利用、母子生活支援施設の入所に対する相談対応など、母子・父子家庭等に対して多様な支援サービスを行います。 | 子ども家庭課<br>仙南保健福祉事務所 |
| フードバンク事業              | フードバンク事業と子ども食堂事業を融合し、「たんぽぽ食堂フードパントリー」として、ひとり親世帯や経済的な理由で就学が困難な小中学生がいる世帯に、無償で定期的に寄付を受けた食品・食材などを提供します。           | 社会福祉協議会             |

#### 4-4 就労支援の充実

地域企業と連携し、保護者が就労を継続しやすい環境を整えるとともに、安定的な就労への支援と自立に向けたサポート体制の充実を図ります。

| 施策名・事業名                 | 実施事業                                                                  | 担当課       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------|
| 職業訓練・能力開発のための制度の周知・利用促進 | 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金など、職業訓練・能力開発を支援する各種制度について周知し、利用を促進します。         | 仙南保健福祉事務所 |
| 自立相談支援事業                | 生活困窮者の様々な課題に包括的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との連絡調整などを行います。 | 仙南保健福祉事務所 |
| 事業所内保育の支援<br>(再掲)       | 事業所内保育所について、事業者との連携により人材や施設の充実を支援し、保育環境の充実を図ります。                      | 子ども家庭課    |

| 施策名・事業名                   | 実施事業                                                                                                             | 担当課                 |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ファミリー・サポート・センター事業<br>(再掲) | 専門のアドバイザーを1名配置し、子どもの預かりや送迎をお願いしたい方と、お手伝いしたい方のマッチングを図ります。また、保護者の負担軽減と、さらなる利用促進を目指し、ひとり親世帯や非課税世帯に対する利用料助成制度を実施します。 | 子育て支援センター<br>子ども家庭課 |

#### 4-5 経済的支援の充実

子育て家庭の生活の安定と経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給や医療費助成等を行います。

| 施策名・事業名            | 実施事業                                                                                                  | 担当課    |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 児童手当 (再掲)          | 児童を養育する家庭の生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るため児童手当の給付を継続して実施します。令和6年10月分から高校生年代までの支給対象年齢の拡大、多子加算の拡充、所得制限の撤廃をしています。 | 子ども家庭課 |
| 児童扶養手当(再掲)         | 母子・父子家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。                                        | 子ども家庭課 |
| 特別児童扶養手当(再掲)       | 障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭の経済的支援のため、特別児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。                                           | 子ども家庭課 |
| 子ども医療費助成事業<br>(再掲) | 0歳から高校3年生までの児童・生徒に対し、通院費及び入院費に係る家計費負担を軽減するため医療費の助成を継続し、制度に関する情報の提供に努めます。<br>平成28年4月からは所得制限を撤廃しています    | 子ども家庭課 |
| ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)  | 母子家庭や父子家庭などの医療費における家計費の負担軽減のため、医療費の助成を継続します。                                                          | 子ども家庭課 |
| 出産育児一時金(再掲)        | 国民健康保険加入者の、出産時における費用負担軽減のための事業を継続します。                                                                 | 子ども家庭課 |

## 基本目標5 子育てしやすい環境の整備

### 【目指す姿】

希望する仕事と生活の調和を実現しながら、安心して子育てができる環境があり、子どもたちが地域の中で伸び伸びと安心して安全に過ごすことができる。

### 【施策の方向】

地域全体が子育ての重要性を認識し、子育て家庭への理解・協力が得られるための啓発を推進しつつ、仕事と子育ての両立を実現することのできる環境の整備を促進します。また、子育て家庭が地域の中で楽しく安心して過ごすことのできる場の整備を推進するとともに、犯罪や交通事故等の被害から守るための取組を推進します。

### 5-1 多様な働き方ができる環境づくりの促進

仕事と子育てを両立できる環境づくりに向け、地域企業との連携協力のもと、ワーク・ライフ・バランスの啓発や就労環境向上を促進するとともに、保護者の就労形態の多様化に対応した多様な子育てサービスに取り組みます。

| 施策名・事業名                   | 実施事業                                                                                                                                                                   | 担当課             |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 地域企業との連携による就労環境向上の促進      | 地域企業との連携協力のもと、育児休業後の職場復帰がしやすい環境の整備や育児休業給付制度の適切な運用が行えるよう、企業の支援を行います。また、国・県・関係機関と連携し、制度の啓発に努めます。                                                                         | 商工観光課           |
| 仕事と子育ての両立支援に関する周知・啓発と情報提供 | 町内の事業所を対象に、パンフレットや資料の配布などにより、仕事と子育ての両立支援に関する様々な広報・啓発活動に努めるとともに、育児休業制度などについて広報等を通じて正しい知識や情報の周知と啓発に努めます。また、地域企業と連携し、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業の情報・紹介を発信するなど、広報・啓発活動の多様化に努めます。 | 商工観光課<br>子ども家庭課 |
| 時間外保育（延長保育）事業             | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、地域の実情に応じた延長保育時間を実施します。                                                                                                                             | 子ども家庭課          |
| 休日保育事業                    | 休日、祝日等の保育について、就労時間の多様化による保育ニーズに応じて検討していきます。                                                                                                                            | 子ども家庭課          |

## 5-2 男女共同参画社会の実現

家庭等においてともに協力し合い、子育てに向き合うことができるよう、男女の固定的な性別役割分担意識の改善や父親の育児参加に向けた啓発等を推進します。

| 施策名・事業名           | 実施事業                                                                                                                       | 担当課    |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 男女共同参画基本計画の策定     | 令和7年度から5年間を計画期間とする「大河原町男女共同参画基本計画」が令和11年度で終了することから、計画の評価・検証を行うとともに、町の新たな男女共同参画の基本方針、施策の方向性、目標指数等を策定します。                    | 政策企画課  |
| 男女共同参画社会の普及・啓発    | 性別に関係なく多様な生き方を選択でき、家庭や職場などでその能力を発揮し、心身と社会が健康で幸福な状態が継続できる、「男女ともに活躍し合う、笑顔続く Well-being なまち」を基本理念に掲げた計画に沿い、男女共同参画の普及・啓発に努めます。 | 政策企画課  |
| 男女ともに協力し合う家庭生活づくり | 男女の固定的性別役割分担意識を改善するため、家庭内の価値観、アンコンシャスバイアスの意識を見直し、家事・育児等に対し互いに協力し合えるよう情報提供や啓発を進めます。                                         | 政策企画課  |
| 父親の育児参加の啓発        | 行事等への参加を通じて、父親の育児参加の機会を促すとともに、父親を対象とした研修会などを開催し、育児参加への啓発に努めます。                                                             | 子ども家庭課 |

## 5-3 公園・遊び場の整備

都市公園等を整備し、安全で魅力のある公園づくりを進めるとともに、白石川右岸河川敷等整備事業により多世代の交流の場となる施設の整備を推進します。

| 施策名・事業名            | 実施事業                                                                                                                                  | 担当課   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 公園施設等の計画的な整備・管理    | 都市公園等に公園施設・遊具等を整備し、地域の子どもたちが安全に楽しく遊べる空間をつくれます。また、定期的な安全点検や計画的な修繕・更新を行うとともに、地域の方々の積極的な協力を得て公園の日常管理体制を拡充することで、利用者ニーズに応じた魅力ある公園づくりに努めます。 | 地域整備課 |
| 「賑わい交流拠点施設」の整備【新規】 | おおがわら千本桜スポーツパーク全体の更なる利用の促進と賑わいを創出するため、「千本桜を千年先へ（桜が繋ぐ交流とスポーツの賑わいテラス）」を基本コンセプトに、堤内地（田んぼ側）の「賑わい交流拠点施設」を整備するとともに、利用促進の検討を進めます。            | 地域整備課 |

## 5-4 防犯・交通安全対策の推進

地域住民やPTAと連携した安全・安心な道路交通環境づくりや、子どもを事故・犯罪から守る地域全体での防犯対策を推進します。

| 施策名・事業名                 | 実施事業                                                                                                                                                  | 担当課            |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 歩道・通学路の安全管理             | 妊産婦の移動、ベビーカーや車椅子、子どもが安全に通れる歩道整備を進めます。また、通学中の子どもが交通事故などに巻き込まれないよう、大河原町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全点検、対策の検討・実施及び、効果の検証を実施します。                                | 地域整備課<br>教育総務課 |
| 交通安全活動・交通安全教室           | 交通安全指導隊による通学時の街頭指導やながら見守り隊の活動等、地域住民やPTAの自主的な交通安全活動を推進するため、積極的な働きかけを行います。また、子ども及び地域住民向けの交通安全教室等を開催し、地域ぐるみで子どもが関係する事故の防止に努めます。                          | 総務課            |
| 事故防止対策                  | PTAや地域住民などとの連携により、駅・公園・通学路等の点検を実施します。また、通学路等安全対策推進会議の開催や交通安全運動時に町内会域で広報活動等を実施するなど、事故防止対策を推進します。                                                       | 総務課<br>教育総務課   |
| チャイルドシート等貸出事業           | 子どもの命を交通事故から守ることと、子育て世帯への経済的な支援を図るため、6歳未満の乳幼児を持つ保護者の方を対象に、チャイルドシート・ジュニアシートの貸出事業を実施します。                                                                | 社会福祉協議会        |
| 防犯対策の推進                 | 犯罪等からの避難場所として、「子ども110番の家」の周知と身近な施設の活用などにより、防犯対策の拡充を図ります。また、防犯指導隊が行う日々の下校時間帯に合わせたパトロール活動を推進するほか、登下校の時間帯の見守り活動をしながら見守り隊へ依頼する等、地域の犯罪抑止力の向上を目指した事業を実施します。 | 総務課<br>教育総務課   |
| インターネット等による有害情報に関する情報提供 | ネットやSNS上でのトラブル回避、有害情報への接続制限に対する意識付けを図るための情報の収集・発信に努めます。                                                                                               | 教育総務課          |
| 犯罪の未然防止に関する教育の推進        | ネットやSNS上のトラブルによるいじめ、不登校、自殺等の問題が起きないように、学校・教育機関のみならず、関係機関との連携を図り、情報の収集・発信に努めます。                                                                        | 教育総務課          |

## 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---

### 1 基本的な考え方

---

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を示さなければならないとされています。

第2期計画では、町全体を1区域として設定しています。本町は用途地域の50%以上が、土地区画整理事業によって計画的に整備されたことから、住宅地等が連担したコンパクトな都市形成がなされており、本計画においても町全体を1区域として捉え、効率的な供給体制を整えることとします。

#### (2) 量の見込みの考え方

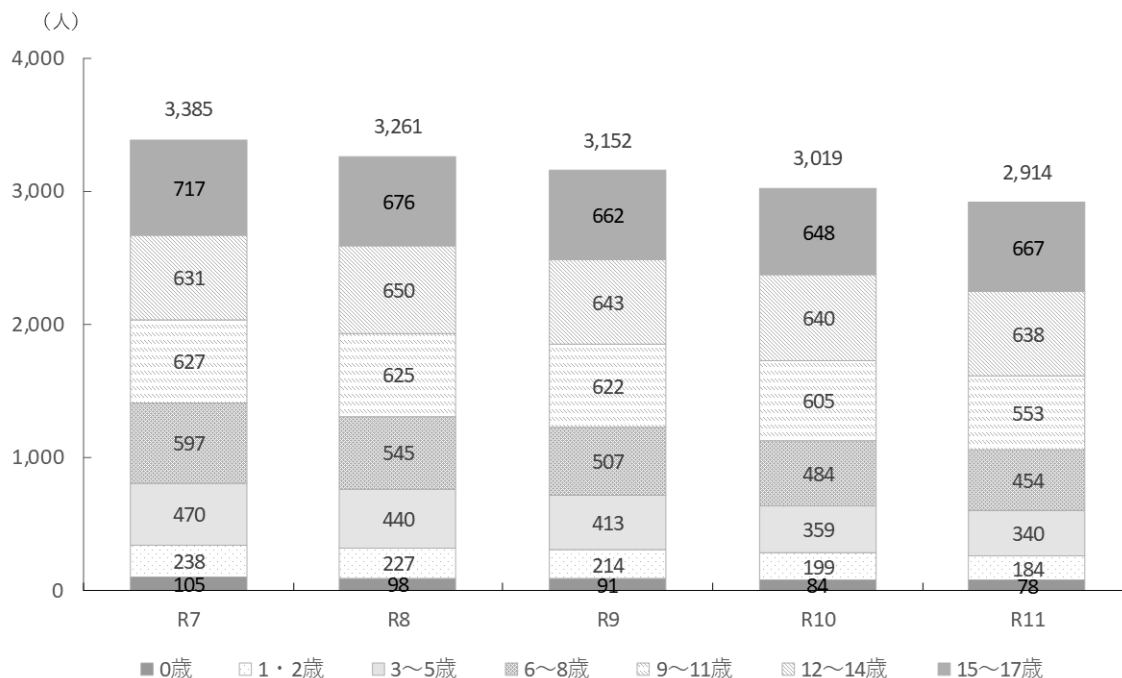
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、第1期及び第2期計画期間の実績を踏まえて、本計画の計画期間における「利用率」（対象者数に対する利用者数の割合）を設定し、推計児童数を乗じて算出し、本町の地域特性や「大河原町子ども・子育て会議」における審議を踏まえ、設定しました。

なお、利用率の設定においては、これまでの傾向を踏まえて設定するとともに、コロナ禍における利用状況も考慮しています。

### (3) 児童数の推計

令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口（4月1日時点）を基に、性別・1歳ごとの  
コーホート変化率法により計画期間の子どもの人口を推計しました。

推計結果は以下のとおりです。



|     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳  | 105   | 98    | 91    | 84     | 78     |
| 1歳  | 114   | 109   | 101   | 94     | 86     |
| 2歳  | 124   | 118   | 113   | 105    | 98     |
| 3歳  | 166   | 124   | 118   | 113    | 105    |
| 4歳  | 146   | 166   | 124   | 118    | 113    |
| 5歳  | 158   | 150   | 171   | 128    | 122    |
| 6歳  | 197   | 160   | 152   | 174    | 130    |
| 7歳  | 189   | 196   | 159   | 151    | 173    |
| 8歳  | 211   | 189   | 196   | 159    | 151    |
| 9歳  | 216   | 214   | 192   | 199    | 162    |
| 10歳 | 195   | 216   | 214   | 192    | 199    |
| 11歳 | 216   | 195   | 216   | 214    | 192    |
| 12歳 | 223   | 220   | 199   | 220    | 218    |
| 13歳 | 206   | 223   | 220   | 199    | 220    |
| 14歳 | 202   | 207   | 224   | 221    | 200    |
| 15歳 | 241   | 205   | 210   | 227    | 224    |
| 16歳 | 226   | 243   | 207   | 212    | 229    |
| 17歳 | 250   | 228   | 245   | 209    | 214    |
| 計   | 3,385 | 3,261 | 3,152 | 3,019  | 2,914  |

## 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育事業の認定区分・対象事業

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

#### ■認定区分

| 認定区分 |                                    | 対象事業                |
|------|------------------------------------|---------------------|
| 1号   | 満3歳以上で、家庭での保育が可能な就学前の子ども           | 幼稚園・認定こども園          |
| 2号   | 満3歳以上で、親の就労等により、家庭での保育ができない就学前の子ども | 保育所（園）・認定こども園       |
| 3号   | 満3歳未満で、親の就労等により、家庭での保育ができない子ども     | 保育所（園）・認定こども園・地域型保育 |

#### ■事業一覧

| 事業         | 対象事業                                                                                                                                                                       |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定教育・保育施設  | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園                                                                                                                                                          |
| 特定地域型保育事業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育（定員6～19人）</li> <li>・家庭的保育（定員5人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）</li> </ul> |
| 確認を受けない幼稚園 | 私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）                                                                                                                                         |

※「認定こども園」は本町にはありません。

## (2) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

計画期間に想定される教育・保育事業の利用希望数を、本町の地域特性や「大河原町子ども・子育て会議」における審議を踏まえ、設定します。1号認定については、恒常的に町外施設の利用がみられ、供給不足は生じないことが見込まれます。

|                     |       | 令和7年度 |      |    |    |     | 令和8年度 |      |    |    |     |
|---------------------|-------|-------|------|----|----|-----|-------|------|----|----|-----|
| 認定区分                |       | 1号    | 2号   | 3号 |    |     | 1号    | 2号   | 3号 |    |     |
| 年齢                  |       | 3-5歳  | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳  | 3-5歳  | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳  |
| ①想定利用希望数<br>(量の見込み) |       | 129   | 341  | 22 | 85 | 99  | 110   | 330  | 21 | 85 | 99  |
| ②供給数<br>(確保方策)      |       | 130   | 323  | 55 | 96 | 104 | 130   | 323  | 55 | 96 | 104 |
|                     | 幼稚園   | 75    | 0    |    |    |     | 75    | 0    |    |    |     |
|                     | 町外幼稚園 | 55    | 0    |    |    |     | 55    | 0    |    |    |     |
|                     | 保育所   |       | 323  | 42 | 80 | 85  |       | 323  | 42 | 80 | 85  |
|                     | 地域型保育 |       |      | 13 | 16 | 19  |       |      | 13 | 16 | 19  |
| 需給の過不足 (②-①)        |       | 1     | ▲18  | 33 | 11 | 5   | 20    | ▲7   | 34 | 11 | 5   |

|                     |       | 令和9年度 |      |    |    |     | 令和10年度 |      |    |    |     |
|---------------------|-------|-------|------|----|----|-----|--------|------|----|----|-----|
| 認定区分                |       | 1号    | 2号   | 3号 |    |     | 1号     | 2号   | 3号 |    |     |
| 年齢                  |       | 3-5歳  | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳  | 3-5歳   | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳  |
| ①想定利用希望数<br>(量の見込み) |       | 94    | 319  | 20 | 82 | 99  | 73     | 286  | 19 | 80 | 96  |
| ②供給数<br>(確保方策)      |       | 130   | 323  | 55 | 96 | 104 | 130    | 323  | 55 | 96 | 104 |
|                     | 幼稚園   | 75    | 0    |    |    |     | 75     | 0    |    |    |     |
|                     | 町外幼稚園 | 55    | 0    |    |    |     | 55     | 0    |    |    |     |
|                     | 保育所   |       | 323  | 42 | 80 | 85  |        | 323  | 42 | 80 | 85  |
|                     | 地域型保育 |       |      | 13 | 16 | 19  |        |      | 13 | 16 | 19  |
| 需給の過不足 (②-①)        |       | 36    | 4    | 35 | 14 | 5   | 57     | 37   | 36 | 16 | 8   |

|                     |       | 令和11年度 |      |    |    |     | 備考 |
|---------------------|-------|--------|------|----|----|-----|----|
| 認定区分                |       | 1号     | 2号   | 3号 |    |     |    |
| 年齢                  |       | 3-5歳   | 3-5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳  |    |
| ①想定利用希望数<br>(量の見込み) |       | 61     | 279  | 19 | 77 | 94  |    |
| ②供給数<br>(確保方策)      |       | 130    | 323  | 55 | 96 | 104 |    |
|                     | 幼稚園   | 75     | 0    |    |    |     |    |
|                     | 町外幼稚園 | 55     | 0    |    |    |     |    |
|                     | 保育所   |        | 323  | 42 | 80 | 85  |    |
|                     | 地域型保育 |        |      | 13 | 16 | 19  |    |
| 需給の過不足 (②-①)        |       | 69     | 44   | 36 | 19 | 10  |    |

### (3) 教育・保育の一体的提供の推進

本町における子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、及び当該教育・保育の推進体制確保の内容については、下記のとおりです。

#### 1. 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられました。認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取組が進められています。

しかし、私立の幼稚園・保育所（園）においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当ではないと考えられます。

令和6年度現在、本町には認定こども園が設置されておりませんが、保育園及び幼稚園の認定こども園への移行については、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮して検討を進めるものとします。また、国及び県において財政支援施策がある場合には、その活用を検討していくものとします。

#### 2. 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

乳幼児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

#### 3. 関係者間の相互連携等の推進について

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、子ども・子育て支援に関わるすべての関係者同士の密着な連携が必要となります。関係者間で意見交換や情報交換を行えるよう、町として支援していきます。

また、保育園から小学校へ子どもが円滑な移行を行えるようにするために、保育園と小学校が連携し、相互理解を深めることで、幼児教育及び学校教育の充実と、小学生生活への円滑な接続を図ります。

#### （４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年（2019）10月に開始された幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」では、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うことが求められています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### ① 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が、それぞれのニーズに合わせて教育・保育施設・地域型保育施設及び地域子育て支援事業等の中から適切なものを円滑に利用できるよう情報を集約・提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整を実施する事業です。

##### 【見込み量の考え方・確保の方策】

子ども家庭課に相談窓口を設け、利用者支援相談員を配置して「特定型（いわゆる保育コンシェルジュ）」として支援します。また、令和6年度に設置した「こども家庭センター」と連携して、妊娠期から産後の支援を行う「こども家庭センター型」にて実施します。

（単位：か所）

|       |            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 基本型・特定型    | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
|       | こども家庭センター型 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 実施か所数 | 基本型・特定型    | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
|       | こども家庭センター型 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

#### ② 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流・育児相談等を、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で実施し、育児不安等を解消する事業です

##### 【見込み量の考え方・確保の方策】

令和5年度以降の利用実績を基に本計画の計画期間における利用率を設定し、3号認定（保育所の利用者）を除く0～2歳児の推計児童数を乗じて算出しています。地域子育て支援センターにて実施します。

（年間延べ利用数 単位：人日・か所）

|       |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |       | 7,021 | 6,150 | 5,330 | 4,510  | 3,690  |
| 確保の方策 | 利用者数  | 7,021 | 6,150 | 5,330 | 4,510  | 3,690  |
|       | 実施か所数 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

## ③ 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳交付時に保健師・栄養士と健康相談を実施し、検診等の各種母子保健サービスの情報提供を行うほか、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付します。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

該当年度の翌年度の0歳児の推計児童数を事業量とします。

(単位：人)

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 98    | 91    | 84    | 78     | 72     |
| 確保の方策 | 98    | 91    | 84    | 78     | 72     |

## ④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐことや、育児不安の軽減のため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。生後28日目までの家庭訪問をすることを目標に、子育て支援に関する相談・情報提供や産婦と新生児の健康状態、生活環境及び支援が必要な状況等の把握に努めます。支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問等の適切なサービス提供につなげます。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

該当年度の0歳児の推計児童数を事業量とします。

(単位：人)

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 105   | 98    | 91    | 84     | 78     |
| 確保の方策 | 105   | 98    | 91    | 84     | 78     |

## ⑤ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問等により産後うつなどの症状がみられた場合など、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し養育に関する指導・助言等を行う事業です。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

第二期計画期間の実績から本計画の計画期間における訪問率を算定し、0・1歳児の推計児童数を乗じて算出します。

(年間延べ利用数 単位：人日)

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 13    | 12    | 11    | 10     | 9      |
| 確保の方策 | 13    | 12    | 11    | 10     | 9      |

## ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の入院や通院、出張や冠婚葬祭等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う事業です。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

令和6年度の利用見込みから本計画の計画期間における利用率を設定し、0～5歳児の推計児童数を乗じて算出します。地域の里親に委託することで実施します。

（年間延べ利用数 単位：人日）

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 8     | 8     | 7     | 7      | 6      |
| 確保の方策 | 8     | 8     | 7     | 7      | 6      |

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、育児をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

第二期計画期間の実績から本計画の計画期間における利用率を算定し、0～11歳児の推計児童数を乗じて算出します。

（年間延べ利用回数 単位：回）

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 144   | 137   | 130   | 122    | 114    |
| 確保の方策 | 144   | 137   | 130   | 122    | 114    |

## ⑧ 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、冠婚葬祭、保護者の疾病等の社会的事由、または育児疲れの解消等の私的理由により、一時的な保育を行う事業です。

## ■幼稚園における在園児対象型

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

令和5年度以降の利用実績を基に本計画の計画期間における利用率を設定し、1号認定の推計利用者数を乗じて算出しています。

（年間延べ利用数 単位：人日）

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 3,541 | 3,020 | 2,580 | 2,004  | 1,675  |
| 確保の方策 | 3,541 | 3,020 | 2,580 | 2,004  | 1,675  |

## ■幼稚園預かり保育以外（一般型）

### 【見込み量の考え方・確保の方策】

令和5年度以降の利用実績を基に本計画の計画期間における利用率を設定し、1号、2号、3号認定を除く0～5歳児の推計児童数を乗じて算出しています。

（年間延べ利用数 単位：人日）

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 200   | 175   | 152   | 128    | 105    |
| 確保の方策 | 200   | 175   | 152   | 128    | 105    |

## ⑨ 延長保育事業（時間外保育）

保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間の延長需要に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【見込み量の考え方・確保の方策】

令和5年度以降の利用実績を基に本計画の計画期間における利用率を設定し、2号、3号認定の推計利用者数を乗じて算出しています。

（単位：人）

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 200   | 188   | 177   | 158    | 148    |
| 確保の方策 | 200   | 188   | 177   | 158    | 148    |

## ⑩ 病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病気にかかっている子どもや回復期にある子ども、または保育所等に入所している子どもが体調不良となった際に、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

本町においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる保護者及びその児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

## ⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

第二期計画期間の実績から本計画の計画期間における各学年の登録率を算定し、各学年の推計児童数を乗じて算出します。ニーズが上昇しており、高学年まで受け入れられない状況となっています。「放課後子ども教室」との一体型、連携の実施を検討し、放課後児童の育成支援強化を図ります。

(単位：人)

|           |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み     | 小学1年生 | 119   | 101   | 100   | 119    | 92     |
|           | 小学2年生 | 96    | 103   | 87    | 86     | 102    |
|           | 小学3年生 | 82    | 77    | 84    | 71     | 71     |
|           | 小学4年生 | 6     | 6     | 6     | 6      | 5      |
|           | 小学5年生 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
|           | 小学6年生 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
|           | 合 計   | 304   | 288   | 278   | 283    | 271    |
| 確保の方策（合計） |       | 320   | 320   | 320   | 320    | 320    |

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等から、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用、または、施設など利用給付認定保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を助成する事業です。

### 【見込み量の考え方・確保の方策】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担軽減を図っていきます。

(単位：人月)

|       |         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 日用品利用者数 | 60    | 60    | 60    | 60     | 60     |
|       | 副食費利用者数 | 192   | 192   | 192   | 192    | 192    |
| 確保の方策 | 日用品利用者数 | 60    | 60    | 60    | 60     | 60     |
|       | 副食費利用者数 | 192   | 192   | 192   | 192    | 192    |

## ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子育て支援拠点事業の拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

本町においては、計画期間において実施予定はありませんが、今後の子育て環境の変化や利用ニーズ等に合わせて、必要に応じて実施の検討を行います。

## ⑭ 産後ケア事業

産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、母親の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施する事業です。

### 【見込み量の考え方・確保の方策】

令和6年度の利用見込みから本計画の計画期間における利用率を設定し、0歳児の推計児童数を乗じて算出します。

(年間延べ利用日数 単位：人日)

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 55    | 53    | 51    | 49     | 47     |
| 確保の方策 | 55    | 53    | 51    | 49     | 47     |

## ⑮ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

該当年度の0歳児の推計児童数に面談回数（3回）を乗じて算出します。

（年間延べ利用回数 単位：回）

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 315   | 294   | 273   | 252    | 234    |
| 確保の方策 | 315   | 294   | 273   | 252    | 234    |

## ⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、乳児または幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行う事業です。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

1号、2号、3号を除く0～2歳児の推計人口に月に一定数の利用時間数を乗じ、月あたり開所時間数（8時間×22日）で除した数を必要定員として算出します。

（単位：人）

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 0     | 4     | 4     | 5      | 5      |
| 確保の方策 | 0     | 4     | 4     | 6      | 6      |

## ⑰ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

## 【見込み量の考え方・確保の方策】

令和6年度の利用見込みから本計画の計画期間における利用率を設定し、0～17歳児の推計児童数を乗じて利用者数を見込み、一人あたり利用日数を乗じて算出します。

（単位：人日）

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 確保の方策 | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |

### ⑱ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本町においては、計画期間内に民間事業者が公益財団法人日本財団から、施設の建設費、運営費の助成を受け「子ども第三の居場所」事業を実施する計画があることから、民間事業者と連携し、対象となる児童への支援を行ってまいります。また、日本財団からの助成終了後は、同事業を本町の児童育成支援拠点事業へ移行、施設の運営を継続して行うことを検討してまいります。

### ⑲ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる保護者及びその児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

## 資料編

### 1 大河原町子ども・子育て会議条例

○大河原町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日

条例第 12 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大河原町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令 5 条例 9・一部改正)

(組織)

第 2 条 会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月 14 日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 大河原町子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

（任期：令和5年11月1日～令和7年10月31日）

| 構 成   |                                 | 団 体 ・ 組 織 名                     | 役 職     | 氏 名            |
|-------|---------------------------------|---------------------------------|---------|----------------|
| 1 号委員 | 子どもの保護者                         | 大河原町小中学校<br>父母教師会連絡協議会          | 会長      | 島垣 由希子<br>(R5) |
|       |                                 |                                 |         | 清水 亮太<br>(R6)  |
|       |                                 | みらい子育てネット<br>らんらんクラブ            | 書記      | 押野 知子          |
| 2 号委員 | 子ども・子育て支援に関する<br>事業に従事する者       | 大河原町教頭会                         | 教頭      | 遠藤 孝子<br>(R5)  |
|       |                                 |                                 |         | 森下 博史<br>(R6)  |
|       |                                 | 金ヶ瀬カトリック保育園                     | 園長      | 渡邊 恵美子         |
|       |                                 | 大河原カトリック幼稚園                     | 園長      | 高橋 美貴          |
|       |                                 | 保育園モンテッソーリ<br>こどもの家ぽこぽこ         | 園長      | 香味 みよ子         |
|       |                                 | 小規模保育園ふくふく                      | 園長      | 阿部 愛子          |
|       |                                 | 世代交流いきいきプラザ<br>(兼大河原町子育て支援センター) | 館長      | 前元 純子<br>(R5)  |
|       |                                 |                                 |         | 砂金 ひろみ<br>(R6) |
| 3 号委員 | 子ども・子育て支援に関し<br>学識経験のある者        | 社会福祉法人<br>光の子児童福祉会              | 理事長     | 平塚 幹夫<br>(R5)  |
|       |                                 | 第一光の子保育園                        | 園長      | 大場 勇輝<br>(R6)  |
| 4 号委員 | 関係行政機関の職員                       | 大河原公共職業安定所                      | 統括職業指導官 | 高橋 純子<br>(R5)  |
|       |                                 |                                 |         | 佐藤 紫<br>(R6)   |
| 5 号委員 | その他町長が適当と認める者<br>(町内事業主及び労働者代表) | 大河原町観光物産協会                      | 会長      | 佐藤 敏徳          |
|       |                                 | 連合宮城仙南地域協議会                     | 事務局長    | 笠松 利信          |

### 3 用語の解説

あ行-----

| あ 行           |                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アプリケーション（アプリ） | パソコンやスマートフォン等で動くプログラムのこと。利用者の目的によって作成されたもの。代表的なものにワープロソフトや表計算ソフト、メールソフト等がある。                    |
| アンコンシャスバイアス   | 無意識の思い込みのこと。自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。 |
| 1号（認定）        | 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定。                                                                      |

か行-----

| 用 語            | 定義・概要                                                                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カウンセラー         | 臨床心理学などを修め、各種悩みや心理的問題について相談に応じ、解決のための援助・助言をする専門家。                                                                            |
| 家庭的保育          | 保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模（定員数：1名～5名）の異年齢保育のこと。平成22年（2010）4月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担っている。         |
| 居宅訪問型保育        | 住み慣れた居宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1対1を基本としたきめ細かな保育。                                                                                |
| コーホート変化率法      | 同じ年（期間）に生まれた集団（コーホート）の一定期間後の変化率を求め、それが将来にも続くことを想定して推計する方法。                                                                   |
| 子育てサポーター       | 文部科学省の“家庭教育に関する施策”の中の「子育て支援ネットワークの充実」事業の具体的施策の一つとして設けられたもので、子育て経験者などが子育てに関する悩みや不安を抱える親たちをサポートするもの。地域における子育て支援の担い手として期待されている。 |
| 子育て世代包括支援センター  | 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する機関のこと。                |
| 子育てのための施設等利用給付 | 特定子ども・子育て支援施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の給付。                                                                                      |
| 子ども家庭総合支援拠点    | すべての子ども、子育て世帯と妊婦を対象に、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所・医療機関等との連絡調整などを担う拠点。                                                             |
| 子ども・子育て支援施設等   | 認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の総称。                             |

| 用 語                      | 定義・概要                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子ども・子育て支援法               | 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に制定された法律。                                                 |
| 子ども食堂                    | 地域の子どもたちに無料または安価で、栄養のある食事を提供する取り組み。食事の提供だけにとどまらず、多世代交流や食育の場としても機能しているケースもあり、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所となっている。                                                                              |
| こども大綱                    | こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月に閣議決定された。                                                                                                                  |
| 子どもの心のケアハウス              | 不登校状態の児童生徒に安心できる居場所を提供するとともに、児童・保護者からの相談、学習支援を行い、学校・家庭・関係機関と連携して行う児童・生徒の通学再開や自立支援の取り組み。                                                                                                |
| 子ども110番の家                | 子どものための緊急避難所設置の取り組み及びその取り組みによって設置された避難所。                                                                                                                                               |
| こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 | 貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的として制定された平成25年6月に制定された法律。令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から改称された。 |
| こども未来戦略                  | 若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して策定された戦略。令和5年12月に閣議決定された。                                                                                               |

さ行-----

| 用 語          | 定義・概要                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3号（認定）       | 満3歳未満の保育の必要性の認定。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業所内保育（事業）   | 企業が、従業員の子どもや地域の保育を必要とする子どもを対象に、事業所その他様々なスペースを利用して行う保育事業。                                                                                                                                                                                         |
| 次世代育成支援対策推進法 | 日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に制定された法律。 |
| 施設型給付        | 子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。従来の財政措置では、保育所・幼稚園・認定こども園に対し、異なる財源のもと個別の給付費として施設への経費や保護者への助成金が支給されてきたが、この制度では「施設型給付費」という共通の給付に一本化し、市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行う。                                                                          |

| 用 語           | 定義・概要                                                                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童福祉法         | 昭和22年（1947）法律164号において制定された、児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。                                                           |
| 児童の権利に関する条約   | 児童の権利に関する条約は、昭和34年（1959）に採択された「児童の権利に関する宣言」（総会決議1386（XIV））の30周年に合わせ、平成元年（1989）11月20日に国連総会で採択された、児童（18歳未満の者）の権利について定められた国際条約。 |
| ジュニアリーダー      | 子ども会を中心に地域活動を行う青少年のこと。                                                                                                       |
| 小規模保育         | 比較的小規模（定員数：6名～19名）で、家庭的保育に近い雰囲気のもとで行うきめ細やかな保育。                                                                               |
| 人口動態          | ある一定期間における人口の変動のこと。                                                                                                          |
| スクールカウンセラー    | 心や体の悩みやいじめ、不登校など様々な問題の未然防止や早期発見のため、児童・生徒や保護者からの相談に応じ、解決に向けた支援を行う事業。                                                          |
| スクールソーシャルワーカー | 児童・生徒の抱える不登校、いじめ、児童虐待等の問題解決に向け、福祉の専門的な知識や経験を活用し、支援を行う事業。                                                                     |
| スクリーニング       | 選別すること。                                                                                                                      |

た行-----

| 用 語            | 定義・概要                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画社会       | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。 |
| 地域子育て支援センター    | 子育て中の保護者等が不安や悩みを解消し、楽しく子育てができるよう、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所のこと。個別に相談を受け付けて一緒に考えたり、情報提供や支援の紹介などを行ったたりする。            |
| 特定子ども・子育て支援施設等 | 市町村長が施設等利用費の支給に係る施設等として確認する「子ども・子育て支援施設等」のこと。                                                                |

な行-----

| 用 語    | 定義・概要                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2号（認定） | 満3歳以上の保育の必要性の認定。                                                                           |
| ネグレクト  | 保護や世話、養育、介護などを怠り、放任する虐待のこと。「食べ物を与えない」「不衛生のまま放置する」「家に閉じ込める」「病気にもかかわらず病院へ連れて行かない」などの行為が該当する。 |

は行-----

| 用 語      | 定義・概要                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育士人材バンク | 人材を求める保育施設と働く意思のある保育士、保健師、看護師及び栄養士がそれぞれ求人・求職の登録をし、それをもとに雇用条件の調整や紹介により就職をサポートするもの。<br>「宮城県保育士人材バンク」は、宮城県の委託を受け、一般社団法人宮城県保育協議会が運営している。 |
| 母子福祉資金   | 母子家庭の母と子及び母子福祉団体に対して、その経済的自立の助成、生活意欲の助長、児童福祉の増進を図るための貸付資金。                                                                           |
| 母子保健事業   | 丈夫な子どもを産み、健康に育てるという考えのもとに、母親と子どもの健康保持と増進を図ることを目的とした各種事業のこと。                                                                          |

や行-----

| 用 語          | 定義・概要                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ヤングケアラー      | 家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者のこと。                                         |
| 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する要保護児童）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成された地域ごとの協議会。 |

ら行-----

| 用 語    | 定義・概要                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 労働力率   | 15歳以上の人口に占める労働力人口（働いている人と完全失業者の人数）の割合のこと。なお、完全失業者とは、就業が可能で、働くことを希望し、仕事を探している人のこと。 |
| ロールプレイ | 実際の現場や場面を想定して、そこに出てくる登場人物の役割を演じ、疑似体験の中でスキルを身につけ、高める学習方法のこと。                       |

## 第3期大河原町子ども・子育て支援事業計画

**おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原**

令和7年3月

発行／宮城県大河原町

編集／子ども家庭課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19

TEL：0224-53-2251

HP：https://www.town.ogawara.miyagi.jp/





大河原町